



松山市の現況 2025

J A M A T S U Y A M A S H I D I S C L O S U R E

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営方針	2
2. 経営管理体制	3
3. 事業の概況（2024年度）	3
4. 地域貢献情報	5
5. リスク管理の状況	10
6. 自己資本の状況	16
7. 主な事業の内容	17

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	26
2. 損益計算書	28
3. 注記表	31
4. 剰余金処分計算書	59
5. 部門別損益計算書	60
6. 会計監査人の監査	62

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	63
2. 利益総括表	63
3. 資金運用収支の内訳	64
4. 受取・支払利息の増減額	64

III 事業の概況

1. 信用事業	65
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に 基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	

(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連 店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	7 3
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	7 5
(1) 購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
(6) 農業経営事業取扱実績	
4. 購買品（生活資材）取扱実績	7 6
5. その他事業収支	7 7
6. 指導事業	7 7
IV 経営諸指標	
1. 利益率	7 8
2. 貯貸率・貯証率	7 8
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	8 0
2. 自己資本の充実度に関する事項	8 2
3. 信用リスクに関する事項	8 9
4. 信用リスク削減手法に関する事項	9 6
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	9 9
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	9 9
7. CVAリスクに関する事項	9 9
8. マーケット・リスクに関する事項	9 9
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	9 9
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	9 9
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	10 0
12. 金利リスクに関する事項	10 1
VI 連結情報	
1. グループの概況	10 4
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（2024 年度）	
(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結注記表	
(8) 連結剰余金計算書	
(9) 農協法に基づく開示債権	

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	137
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	160

【JA松山市の概要】

1. 機構図	162
2. 役員構成（役員一覧）	164
3. 会計監査人の名称	164
4. 組合員数	165
5. 組合員組織の状況	165
6. 特定信用事業代理業者の状況	166
7. 地区一覧	166
8. 沿革・あゆみ	166
9. 店舗等のご案内	167

経営理念

地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる JA松山市

◇ JA松山市の概要

2025年3月31日現在

設立	昭和39年9月
本所所在地	松山市三番町
出資金	58億円
総資産	3,744億円
単体自己資本比率	17.11%
組合員数	36,086人 (正7,936人、准28,150人)
役員数	41人
職員数	411人
支所・出張所数	37

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

皆様方には、平素より J A松山市をご利用・お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

昭和39年9月1日に松山市内13農協が合併し、松山市農業協同組合が誕生して以来、数々の広域合併を経て今日の姿となりました。本年3月末現在においては貯金残高3,482億円、組合員数は、正組合員7,936人、准組合員28,150人となりました。

昨年度、当 J Aは「設立60周年の年」の年間標題のもと、伝統を守りながら改革を重ね、将来にわたって農業や地域社会に貢献できる組織づくりに取り組んでまいりました。

その結果、経営指標とされる自己資本比率は17.11%と、J A国内基準8%を上回ることができました。これも偏に皆様方の温かいご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

今年度、当 J Aは「地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる J A松山市」の経営理念のもと、組合員・地域住民の皆様の声をしっかりと聞きながら、役職員一丸となって当 J Aの個性を生かした自己改革に取り組んでいきます。

この冊子は、当 J Aの業績・経営状況及び活動内容をまとめたものとなっています。ぜひ、ご一読いただき、J Aに対するご理解を深めていただくとともに、今後とも一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

松山市農業協同組合

代表理事組合長 阿部 和孝

1. 経営方針

◇2025年度経済の見通し

国内経済は円安によるインバウンド需要や人手不足、物価高を背景とした賃上げによる景気回復が期待されるものの、長期化するウクライナ紛争や中東情勢、第2次トランプ政権による政策運営など、海外要因を中心に景気の先行き不透明感が増しています。

去年は、日銀による3月のマイナス金利解除、7月の追加利上げにより金利のある世界へと大きく動きました。今年1月の利上げに続き、更なる利上げの可能性も含め持続的な賃金上昇により、「消費の拡大→物価上昇→賃金上昇」といった賃金と物価の好循環が実現できるかが課題となります。

◇農業をめぐる情勢

異常気象や頻発する自然災害に加え、原材料の輸入依存度が高い肥料、燃料、飼料等の価格の高止まりが農業経営に大きな影響を及ぼしています。持続可能な農業生産を実現するためにはコスト増加分が販売価格へ反映される必要があります。政府は昨年、我が国の農業をめぐる情勢変化をふまえ、食料・農業・農村基本法を改正し、本年から初動5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけました。小規模・家族経営を含む多様な担い手が将来展望をもって営農継続できる「適正な価格形成」等の基本政策が実施されることを強く望むところです。

◇JAの進路と方針

「地域社会と共生し、信頼と負託にこたえるJA松山市」の経営理念のもと、組合員・地域住民の皆様の声をしっかりと聞きながら、役職員一丸となって当JAの個性を生かした自己改革に取り組んでいきます。農業は生命維持産業であり国家の礎であること、JAは人と人とのつながりを基にしていることを念頭に置き、現状に問題意識を持ち変革していく人材の育成と地域と共に農業を守り将来へ繋げる組織づくりを進め、10年20年先も皆様から必要とされるJAを目指し事業活動を展開します。

1. 地域とのつながり強化

イベントの実施や地域コミュニティ活動等を強化し、組合員や地域住民、消費者との交流を図り、地域社会の発展と活性化に努めます。

2. 地域と共に農業を守る

地域の農業所得確保のため、女性農業者を含む多様な農業者への作業や経営支援、情報提供を充実させます。

3. 「トライアンドエラー」の精神で邁進する職場風土づくり

個々の能力や個性を存分に発揮し新たな事に挑戦する組織づくりと、職場に前向きなエネルギーをもたらす人材の育成に取り組みます。

2. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思反映を行うため、各地域からの選出にて行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（2024年度）

当事業年度は「設立60周年の年」の年間標題のもと、伝統を守りながら改革を重ね、将来にわたって農業や地域社会に貢献できる組織づくりに取り組んでまいりました。地域との密接な関係を保ちながら、個性や強みを活かした質の高い組合員サービスを提供し10年20年先も皆様から必要とされる「地域密着型ＪＡ」を目指し事業活動を展開してまいりました。

設立60周年にあたり、近年発生している地球規模の気候変動や、今後20年以内に60%の高い確率で発生することが予想される南海トラフ地震等、災害に対する備えは地域の課題であることから、発電機をはじめ、簡易トイレや毛布など30種類以上の防災関連品を全支所に配備しました。また、「地域みまもり隊」活動として公用車をはじめ渉外用バイクにドライブレコーダーを設置し、愛媛県警察本部と「安全・安心なえひめづくり」包括連携協定を締結するとともに、多発する特殊詐欺防止の啓発など、防災・防犯の取り組みを強化しました。さらに地域の将来を担う子供たちに防災・防犯について学ぶ機会を提供するため、松山市消防局、愛媛県警察本部、自衛隊愛媛地方協力本部等の協力のもと「ＪＡ松山市防犯・防災フェスタ」を初開催しました。

決算内容については、事業利益が130,836千円、経常利益は405,428千円、当期剰余金は209,528千円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

貯金につきましては、前年度対比で16,011,530千円（4.39%）減少し、2024年度末残高が348,205,796千円となりました。

また、貸出金につきましては、前年度対比で3,533,367千円（5.04%）増加し、73,514,743千円となりました。

② 共済事業

共済新契約につきましては、長期共済実績が492万5千ポイントとなり、目標を下回りました。

（※）推進ポイントは共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

共済の保有高等については、以下のとおりとなります。

<保有高>

満期（終身）	共済金額合計	107,002,412 千円	（対前年比 98.3%）
保障共済	金額合計	399,907,733 千円	（対前年比 97.8%）
医療系共済	入院共済金額合計	65,918 千円	（対前年比 94.1%）
介護系共済	介護共済金額合計	5,394,741 千円	（対前年比 114.5%）
認知症共済	認知症共済金額	316,600 千円	（対前年比 103.4%）
生活障害共済	生活障害共済金額	2,543,000 千円	（対前年比 104.8%）
生活障害共済	生活障害年金金額	153,200 千円	（対前年比 115.2%）
特定重度疾病共済	特定重度疾病共済金額	1,228,900 千円	（対前年比 93.6%）
年金共済	年金年額合計	5,184,581 千円	（対前年比 99.3%）
自動車共済	共済掛金合計	698,655 千円	（対前年比 101.4%）
共済契約者数	（長期共済及び自動車共済合計）	36,095 人	
被共済者数	生命総合共済（年金共済を除く）	25,380 人	
	年金共済	6,892 人	

※認知症共済及び生活障害共済並びに特定重度疾病共済の人数については長期共済、生命総合共済に含めています。

③ 購買事業

<生産資材>

生産資材の供給高・取扱高は、前年度対比 39,645 千円（4.28%）減少し、884,902 千円となりました。

<生活資材>

生活資材の供給高・取扱高は、前年度対比 53,186 千円（5.93%）減少し、843,405 千円となりました。

（※）購買事業については、収益認識会計基準の適用に伴い、本人取引である購買品供給高と代理人取引の購買手数料と購買手数料に係る購買品受入高を足し合わせた購買品取扱高を合算して表示しています。

④ 販売事業

受託販売品取扱高は、前年度対比 35,796 千円（2.39%）減少し、1,456,294 千円となりました。

買取販売品販売高は、前年度対比 163,576 千円（28.37%）増加し、739,990 千円となりました。

⑤ 農業経営事業

水稻（ひめの凜）や新テッポウユリの種子等を栽培し、農業経営事業販売高は 1,087 千円となりました。

4. 地域貢献情報

◇全般に関する事項

当組合は、松山市、松前町、東温市、久万高原町を業務区域として、「地域社会と共生し信頼と負託にこたえる J A 松山市」の経営理念の下、組合員や利用者が安心して利用でき、地域に「信頼される J A」「必要とされる J A」を目指し事業活動を展開しております。

今後も組合員や利用者の幸せのために、更には地域のより良い発展のために様々な分野で地域貢献を果たして参ります。

◇地域からの資金調達の状況

① 貯金・定期積金残高

地域の皆様からお預かりした貯金の残高は、348,205,796 千円（うち、定期積金の残高は 2,504,257 千円）となっております。

② 貯金商品

各種貯金商品を取り扱っております。詳しくは貯金一覧表（p. 17・18）をご参照ください。

③ 出資金

出資金の残高は正組合員 1,817,723 千円、准組合員 3,981,977 千円、処分未済持分 61,391 万円、合計 5,861,091 千円です。

◇地域への資金供給の状況

① 貸出金残高

地域の皆様への貸出金の残高は、73,514,743 千円となっております。組合員等が 57,288,056 千円、地方公共団体が 111,513 千円、その他が 16,115,174 千円です。

② 制度融資取扱状況

農業制度資金は、農業経営の改善や経営規模の拡大などに必要な資金で、国・県・市町村の農業施策に基づいて融資される低利の資金です。

農業近代化資金 37,799 千円、高齢者住宅整備資金 675 千円、その他制度資金 43,605 千円です。

③ 融資商品

事業資金・住宅ローン・マイカーローン・教育ローンなどの地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。詳しい融資商品については、融資商品の概要（p. 20）をご参照ください。

◇社会的貢献活動について

- 各種農業関連のイベント開催（農協まつり等）
- 地域行事・地域活動への役職員の積極的な参加
- 献血活動への協力
- 食農教育の一環として食&エコの子ども学級 in ごご島を開催
- 定年退職者や新規就農者を対象とした農業塾の開塾
- 女性部・青壮年部・各種生産部会への活動支援
- こども110番の設置
- AEDの設置
- 業務区域の行政機関へ車椅子の贈呈
- 行政と連携した地域みまもり活動
- 災害に備え防災グッズを全支所に配備
- J A松山市防犯・防災フェスタを開催

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

- ① 農業者の活性化のための融資を始めとする支援
 - 農業融資商品の適切な提供・開発ができるよう営農指導員会開催の際に融資担当者も参加し、研修をしています。
 - ニーズに合わせた独自資金を「農業施設資金」として取扱っています。正組合員の農業を営むために必要な資金です。
- ② 地域の農業者との関係を強化・振興する取り組み
 - 組合員とJ Aの接点が強化できるよう、積極的に訪問活動を行い情報発信と収集に取り組んでいます。
 - 農業経営管理支援事業の一環として各支所の担当者に対して計画的に農業融資研修を受講させています。
- ③ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
 - 各市町村と営農部門・金融部門が連携して新規就農支援を行っています。
 - 定年退職者や新規就農者を対象に農業の基本技術を習得し、安全で品質の良い野菜などの農産物生産を目指すために、「農業塾」を開催しています。
- ④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献
 - 地域の小学生に農業活動を体験し、農業の大切さを理解してもおうと食農教育の一環として「食&エコの子ども学級 in ごご島」を開催しています。
- ⑤ その他地域貢献・社会に根ざした商品提供
 - ピンクリボン運動（無料での乳がん検診）を実施しています。

〔組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針〕

松山市農業協同組合（以下、「当組合」という）は、下記の理念を掲げております。

【地域社会と共生し、信頼と負託にこたえる J A松山市】

この理念のもと、組合員・利用者の皆さまの多様化するニーズに沿った金融サービス、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障の提供を通じ、地域社会に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組の状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針等を見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

貯金・ローン等をはじめとするライフプランに応じたサービスの提供と相談機能の強化により、顧客満足度向上に努めてまいります。

組合員・利用者の皆さまに提供する商品は、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた商品・サービスを提供しております。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する金融商品の提供は実施しておりません。

（2）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまの健康で豊かな生活づくりに貢献できるよう、多様化するニーズに応え、寄り添った提案活動を行います。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済等）の提供は実施しておりません。

2. 組合員・利用者の提案と情報提供

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組みます。

（1）信用事業活動

①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、きめ細やかな接客と相談機能の強化により適切な商品・サービスのご提供に努めてまいります。

②商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスを分かりやすく記載しているパンフレットやタブレット等を使用し、理解しやすい情報の提供に努めてまいります。

③非対面での金融商品のご提案につきましては、ホームページでの情報画面の充実やネットローンに対応した貸出システムと電子契約、J AネットバンクやJ Aバンクアプリ等により、一層の利便性向上に努めてまいります。

④商品・サービスの提供にあたり、組合員・利用者の皆さまが負担する手数料・費用等重要な情報は、丁寧に説明いたします。

(2) 共済の事業活動

①あらゆる潜在リスクを掘り起こし、広く組合員・利用者の皆さまニーズ把握と、適切な商品・サービスの提供に努めてまいります。

②保障のご提案にあたっては、寄り添う気持ちを忘れず、パンフレット等を利用し明瞭な情報提供で誤解を招かない提案活動に努めてまいります。

③保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を十分に確認したうえでパンフレット等を利用し、重要事項説明書（契約概要・注意喚起事項）についても分かりやすく丁寧な説明を行い、ご納得いただく努力を怠りません。

特に、高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧で分かりやすいご説明、ご家族に同席いただく等、よりきめ細やかな対応を行います。

④ご加入いただいた後も、ご加入者のご質問・ご要望に迅速な対応を心掛けてまいります。

なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料はございません。

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご利用感謝訪問や3Q訪問を通じて新しいニーズへの対応や契約内容の見直し、共済金の請求勧奨等、日々安心していただけるアフターフォローを実施します。

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、広報誌「だいち」やホームページ等を通じて、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「J Aバンク利用者説明管理規程」・「利益相反管理規程」等を定め、管理規程等に基づき適切に管理します。

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまにご満足いただけるような金融・共済の商品、サービスが提供できるよう、専門性の高い人材を育成するとともに、組合員・利用者の皆さまの信頼と負託に応える強い責任感をもって業務に取り組んでおります。

組合員・利用者本位の姿勢を徹底し、職員の専門的な知識向上、的確な金融商品・保障・サービスの提供ができるよう、資格取得の支援等に取り組んでおります。

<内部研修・資格制度>

内部管理責任者資格再研修（対象：役席者・信用担当職員）

証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）

支店管理者向け事務堅確化研修（対象：役席者）

法務・税務・年金アドバイザー養成研修（対象：信用担当職員）

相続相談員養成研修（対象：役席者・信用担当職員）
テラーセールス研修（対象：信用担当職員）
MAレベルアップ研修（対象：信用担当職員）
信用・共済コンプライアンス研修（対象：信用・共済担当職員）
管理職コンプライアンス研修（対象：役席者）
役員コンプライアンス研修（対象：役員）
F P 技能士養成研修（対象：信用・共済担当職員）
普及担当者必須研修（対象：共済担当職員）
J A 共済審査員資格研修（対象：共済担当職員） 等

< 取得を推奨する外部資格 >

内部管理責任者（対象：役席者・信用担当職員）
証券外務員 1 ・ 2 種（対象：信用・共済担当職員）
F P 2 級技能士（対象：信用・共済担当職員）
A F P 認定者資格（対象：共済担当職員）
損害保険募集人資格（対象：共済担当職員）
各種信用業務検定（対象：信用担当職員）
各種銀行業務検定（対象：信用・共済担当職員） 等

また、組合員・利用者の皆さまに、安心して満足いただける金融・共済の商品、サービスの提供を行うために、系統団体が行う集合研修や当組合主催の各種研修会・勉強会を通じ、職員の専門的知識向上につながるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆様に安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所の審査管理部に審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び

当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

〔個人情報保護方針〕

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報情報を適正に取扱うために、「個人情報情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報情報をいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 当組合は、個人情報情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。
9. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

〔松山市農業協同組合情報セキュリティ基本方針〕

松山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔金融円滑化にかかる基本の方針〕

松山市農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合にはお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本・支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

①苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（金融部・審査管理部・共済部）

電話番号：089-946-1611

受付時間：午前9時～午後3時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛県弁護士会紛争解決センター

電話番号：089-941-6279

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話番号：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。ただ、①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、２０２５年３月末における自己資本比率は、１７．１１％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	松山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,861 百万円（前年度 5,703 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、２００６年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

7. 主な事業の内容

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替、国債窓販などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯 金 一 覧 表

種 別		期 間	1 回のお預け入れ額	特 色 と 内 容
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1 円以上	《1冊で5つの機能》 預ける、貯める、借りる、支払う、受け取る。5つの機能を1冊の通帳にセット。毎日のお金の出し入れは勿論、給料や年金のお受け取り、各種公共料金のお支払いなど便利なサービスがご利用頂けます。また、各種の定期性貯金をセットすることにより不意の出費にも自動的に融資をご利用頂けます。
	定期貯金	1ヵ月以上 5年以内		
普通貯金		出し入れ自由	1 円以上	《サイフ代わりに》 いつでも出し入れができる貯金で、公共料金等の決済口座としてもご利用下さい。
当座貯金		出し入れ自由	1 円以上	《高い利便性》 手形や小切手でもお支払いできる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。 ※2025年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。
通知貯金		7 日以上	50,000 円以上	《短期の運用に》 まとまった資金の短期間の運用に有利です。お引き出しの場合は2日前にご連絡が必要です。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1 円以上	《いつでも使える有利な貯蓄》 お預け入れ、お引き出しが自由でお預け入れ金額によって金利がアップし、その上毎月利息が受け取れます。普通貯金とのスウィングサービスもご利用頂けます。また、キャッシュカードご利用の方は、ATMでご利用頂けます。
期日指定定期貯金		最長3年 1年据置期間経過後自由に満期日が指定できる	1 円以上 300 万円未満	《お得な1年複利の貯蓄》 利息が利息を生む1年複利が魅力の有利な貯金です。お預け入れ期間は最長3年で、1年据え置き後は貯金の一部を払い出すこともできます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。

種 別		期 間	1 回のお預け入れ額	特 色 と 内 容
ス ー パ ー 定 期		1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上	《マネープラン・ライフプランに合わせて選択》 お預け入れ額が身近な定期貯金です。期間は、1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年の定型 9 種類のほか、1 ヶ月を超え 5 年未満の間で満期日をご自由にお選び頂けます。総合口座とのセットで自動融資がご利用頂けます。
大 口 定 期 貯 金		1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上	《確実に大きくふやす》 1 千万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。市場金利を反映した利回りで金利を決定します。確定金利なので安全・確実に資金を大きく増やします。
積 立 式 定 期 貯 金		<満期型> 6 ヶ月以上 10 年以内 <エンドレス型> 積立期限に 定めなし	1 円以上	《ライフサイクルに合わせて着実に》 毎月一定日に一定額を積み立てる方法と、積立額、積立日とも自由な方法があります。旅行やお子様の教育費等の資金づくりに、ムリなく有利な貯金です。
変 動 金 利 定 期 貯 金 (複 利 型)		1 ・ 2 ・ 3 年	1 円以上	《金利情勢に応じた運用に》 従来の固定金利とは異なり、預け入れ期間中に、6 ヶ月毎に市場金利の動向に応じて金利が変わる新しい定期貯金です。利息は 6 ヶ月毎の複利計算で満期時にまとめて課税されるためお得になります。
譲 渡 性 貯 金 (NCD)		<定型方式> 1 ヶ月以上 5 年以内 <期日指定方式> 7 日以上 5 年以内	1,000 万円以上	《資金事情の変化に応じた運用に》 満期前解約はできませんが途中で第 3 者に譲渡できる貯蓄で短期間の運用に有利です。
財 形 貯 蓄	一 般 財 形	3 年以上	1 円以上	《勤労者の資金づくりに》 「資産形成の第一歩」をお手伝い。お勤めの方を対象に、給料から天引きされますので、知らぬ間に大きく貯まります。ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。
	財 形 年 金	5 年以上	1 円以上	《老後の備えに》 豊かな老後の備えとしての年金受取型財形貯金です。退職後も利子非課税となります。財形住宅と合算して、元利合計 550 万円まで非課税となります。
	財 形 住 宅	5 年以上	1 円以上	《マイホーム取得の資金づくりに》 住宅取得を目的とした貯蓄です。財形年金貯蓄と合算して元利合計 550 万円まで非課税となります。
定 期 積 金		6 ヶ月以上 10 年以内	1,000 円以上	《毎月むりなく確実に積立》 毎月一定の日に掛金を払い込み、満期日にまとまった給付金を受け取る積立貯金です。結婚資金・旅行費用・入学費用の積立には最適です。

◇ 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

※「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

※「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

※「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

※ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

◇ 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

融資商品の概要

種 別	資 金 の 使 途	金 額	期 間
住宅ローン	マイホームの新築、増改築、購入（土地含む）、借換資金など	10,000 万円以内	3 年以上 40 年以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装など	1,500 万円以内	1 年以上 20 年以内
教育ローン	大学等への進学資金、教育費など	1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15 年以内
マイカーローン	自動車、バイク等の購入資金など	1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15 年以内
カードローン	生活に必要な資金（ただし負債整理資金は不可）	300 万円以内	1 年間 (契約更新可)
長期事業資金	農業者等が新しい情勢に対応するための資金	15 億円以内	35 年以内
農業近代化資金 (農業制度資金)	土地の造成・改良、農業施設の建築、農機具購入、長期運転資金など	1,800 万円以内 (個人の場合)	15 年以内
農機ハウスローン	農業用ハウスの建築、農機具購入、農機具ローンの借換など	1,800 万円以内	1 年以上 10 年以内
農業おまかせ資金	農業施設の建築、農地の取得、農機具購入など	3,600 万円以内 (個人認定農業者の場合)	【設備資金】15 年以内 【運転資金】7 年以内
農業施設資金	農業施設の建築、農機具購入など	1,500 万円以内	12 年以内

◇ 為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

種 類	内 容
自 動 支 払 自 動 受 取	毎月の公共料金・税金の支払・共済掛金・クレジットカードのご利用代金などの自動支払や、給与・年金などの自動受取が簡単な手続きでご利用いただけます。
振 込 取 立	全国の J A 並びに他金融機関へ手形や小切手の取立をはじめ、振込が安全・確実に行えます。

◇ その他の業務及びサービス

当 J A では、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国の J A が設置する A T M や銀行、信用金庫、コンビニ A T M 等で現金の出し入れができるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

名 称		期 間	販売単位	特 色 と 内 容
公共債の 窓口販売	新 窓 販 国 債	2 ・ 5 ・ 1 0 年 (固定)	額面 5 万円単位	利付国債は、半年毎に利子が支払われ、満期に額面金額で償還されます。
	個 人 向 け 国 債	1 0 年(変動)	額面 1 万円単位	半年毎に実勢金利に応じて変動する変動金利制
		5 年(固定)		半年毎に発行時の利率で利子を支払う固定金利制
		3 年(固定)		

◇ 手数料一覧

内国為替手数料

◆ 振込手数料

金 額 \ 種 類	当店あて	当組合 本支所あて	系統 金融機関あて	他金融機関あて	
				電信扱い	文書扱い
3 万 円 未 満	1 件につき 1 1 0 円	1 件につき 2 2 0 円	1 件につき 3 3 0 円	1 件につき 6 0 5 円	1 件につき 6 6 0 円
3 万 円 以 上	3 3 0 円	4 4 0 円	5 5 0 円	7 7 0 円	8 8 0 円

◆ 代金取立手数料

当組合本支所宛 1 通につき	2 2 0 円
電子交換 1 通につき	4 4 0 円
個別取立 1 通につき	1,100 円

◆ その他手数料

振込の組戻料 1 件につき	6 6 0 円
不渡り手形返却料 1 通につき	6 6 0 円
取立手形組戻料 1 通につき	6 6 0 円
取立手形店頭呈示料 1 通につき	6 6 0 円

(注) 6 6 0 円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。

両替手数料 (枚数は、持込みされた両替金の合計枚数か、両替希望合計枚数のいずれが多い方)

3 1 枚～1 0 0 枚	2 2 0 円
1 0 1 枚～5 0 0 枚	3 3 0 円
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	4 4 0 円
1, 0 0 1 枚～2, 0 0 0 枚	7 7 0 円
2, 0 0 1 枚以上	1, 0 0 0 枚ごとに 3 3 0 円加算

(注) 1 0 0 枚以下については当組合の組合員様 (同居のご家族を含む) は無料となります。

大量硬貨取扱手数料

1 0 0 枚以下	無料
1 0 1 枚～5 0 0 枚	4 4 0 円
5 0 1 枚～1, 0 0 0 枚	7 7 0 円
1, 0 0 1 枚以上	1, 0 0 0 枚毎に 3 3 0 円加算

(注) 当組合におけるすべての取引が対象となります。

その他の主な手数料

取 扱 内 容	手数料	取 扱 内 容	手数料
小切手帳 (1 冊 5 0 枚)	2,200 円	IC キャッシュクレジット一体型カード 再発行手数料 1 枚につき	1,100 円
約束手形用紙 (1 冊 5 0 枚) 為替手形用紙 (1 冊 5 0 枚)	2,200 円	IC キャッシュカード・ローンカード 再発行手数料 1 枚につき	1,100 円
		通帳・証書の再発行手数料 1 件につき	1,100 円

(注) 上記の金額には 1 0 % の消費税及び地方消費税が含まれております。

A T M利用手数料

お取引の内容等 ご利用場所	お支払い	お預け 入れ	残高照会	通帳記帳	平日 手数料	時間外 手数料 (土・日曜日)
J A松山市のA T M	○	○	○	○	無料	無料
県内 J AのA T M	○	○	○	○	無料	無料
県外 J AのA T M	○	○	○	○	無料	無料
全国の金融機関の A T M	○	×	○	×	1 1 0 円	2 2 0 円 (2 2 0 円)
ゆうちょ銀行のA T M	○	○	○	×	無料	1 1 0 円 (1 1 0 円)
J Fマリンバンク	○	×	○	×	無料	無料
伊予銀行・愛媛銀行 三菱U F J 銀行の A T M	○	×	○	×	無料	1 1 0 円 (1 1 0 円)
セブン銀行 イーネットA T M ローソンA T M	○	○	○	×	無料	1 1 0 円 (1 1 0 円)
デビットカード 加盟店	商品代金等のお支払いができます。				無料	無料

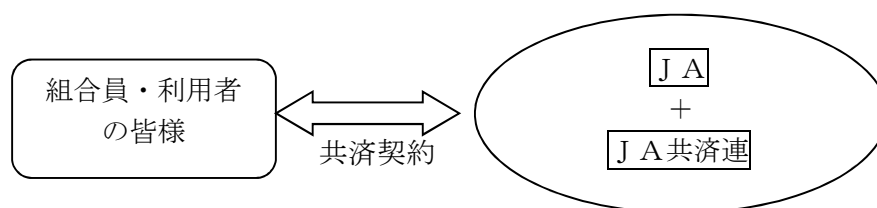
○…………お取扱いができます。 ×…………お取扱いができません

(2) 共済事業

J A共済は、J Aが行うさまざまな事業の一環として、相互扶助を事業理念とし、組合員・利用者の皆様と共済契約を締結することによって「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

◇ J A共済の仕組み

J A共済は、J AとJ A共済連が共同で共済契約を締結し、それぞれの役割を担いながら、一体となって保障提供を行っています。



J A：J A共済の窓口です。

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

(3) 農業関連事業

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、米についてはJ A松山市独自の集荷形態を確立し、販売しています。

◇購買事業

購買事業店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

【MEMO】

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2024年3月31日)	2024年度 (2025年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	368,936,635	351,257,523
(1) 現金	1,371,756	1,454,598
(2) 預金	278,576,440	257,947,365
系統預金		257,931,348
系統外預金		16,016
(3) 金銭の信託	1,065,237	1,047,789
(4) 有価証券	18,316,884	17,542,643
国債		15,628,850
社債		1,913,793
(5) 貸出金	69,981,376	73,514,743
(6) その他の信用事業資産	572,013	704,732
未収収益		275,699
その他の資産		429,032
(7) 貸倒引当金	△947,072	△954,349
2 共済事業資産	20,811	8,289
(1) その他の共済事業資産	20,811	8,289
3 経済事業資産	745,597	607,910
(1) 経済事業未収金	152,109	128,854
(2) 経済受託債権	21,683	22,306
(3) 棚卸資産	533,159	425,389
購買品		201,348
販売品		148,557
原材料		75,484
(4) その他の経済事業資産	42,501	33,226
(5) 貸倒引当金	△3,855	△1,866
4 雑資産	352,387	357,326
5 固定資産	11,219,578	11,183,126
(1) 有形固定資産	11,218,903	11,182,751
建物		6,982,854
機械装置		1,569,884
土地		9,209,066
その他の有形固定資産		1,635,132
減価償却累計額		△8,214,187
(2) 無形固定資産		375
その他の無形固定資産		375
6 外部出資	10,121,344	10,121,394
(1) 外部出資	10,121,344	10,121,394
系統出資		9,744,400
系統外出資		358,994
子会社等出資		18,000
7 前払年金費用	—	114,059
8 繰延税金資産	673,849	777,139
資産の部合計	392,070,204	374,426,769

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2024年3月31日)		2024年度 (2025年3月31日)	
(負 債 の 部)				
1 信用事業負債	365,174,415		349,006,545	
(1) 貯金	364,217,327		348,205,796	
(2) 借入金	1,150		675	
(3) その他の信用事業負債	955,938		800,074	
未払費用		152,496		235,357
その他の負債		803,441		564,716
2 共済事業負債	754,747		720,417	
(1) 共済資金	400,963		363,167	
(2) 未経過共済付加収入	340,924		345,277	
(3) 共済未払費用	12,828		11,877	
(4) その他の共済事業負債	30		94	
3 経済事業負債	282,460		289,113	
(1) 経済事業未払金	161,068		171,719	
(2) 経済受託債務	27,083		23,345	
(3) その他の経済事業負債	94,307		94,048	
4 雑負債	878,309		843,882	
(1) 未払法人税等	96,899		59,969	
(2) 資産除去債務	294,071		300,416	
(3) その他の負債	487,338		483,496	
5 諸引当金	1,484,056		1,536,304	
(1) 賞与引当金	110,984		114,295	
(2) 退職給付引当金	1,326,545		1,367,764	
(3) 役員退職慰労引当金	46,527		54,244	
6 再評価に係る繰延税金負債	1,570,810		1,590,870	
負債の部合計	370,144,799		353,987,133	
(純 資 産 の 部)				
1 組合員資本	19,242,668		19,522,744	
(1) 出資金	5,703,264		5,861,091	
(2) 資本準備金	54		54	
(3) 利益剰余金	13,579,683		13,722,989	
利益準備金		6,611,718		6,721,718
その他利益剰余金		6,967,965		7,001,271
特別積立金		2,303,424		2,303,424
宮農振興積立金		1,000,000		1,000,000
信用事業基盤強化積立金		1,000,000		1,000,000
経営安定化対策積立金		1,800,000		2,000,000
当期末処分剰余金		864,541		697,847
(うち当期剰余金)		(513,126)		(209,528)
(4) 処分未済持分	△40,334		△61,391	
2 評価・換算差額等	2,682,736		916,892	
(1) その他有価証券評価差額金	△1,118,565		△2,801,481	
(2) 土地再評価差額金	3,801,301		3,718,373	
純資産の部合計	21,925,404		20,439,636	
負債及び純資産の部合計	392,070,204		374,426,769	

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		2024年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1 事業総利益	4,135,789		3,890,965	
事業収益	6,812,064		6,688,026	
事業費用	2,676,274		2,797,060	
(1) 信用事業収益	3,199,689		3,016,511	
資金運用収益		2,812,129		2,776,570
(うち預金利息)		(1,472,759)		(1,458,775)
(うち有価証券利息)		(214,702)		(216,312)
(うち貸出金利息)		(768,228)		(780,730)
(うちその他受入利息)		(356,439)		(320,751)
役務取引等収益		66,836		66,079
その他事業直接収益		160,439		11,185
その他経常収益		160,282		162,676
(2) 信用事業費用	449,465		531,941	
資金調達費用		191,640		318,651
(うち貯金利息)		(175,988)		(306,618)
(うち給付補てん備金繰入)		(5,580)		(4,324)
(うち借入金利息)		(109)		(738)
(うちその他支払利息)		(9,961)		(6,970)
役務取引等費用		19,700		20,045
その他事業直接費用		59,733		—
その他経常費用		178,391		193,244
(うち貸倒引当金戻入益)		(△30,087)		—
(うち貸倒引当金繰入額)		(—)		(7,276)
(うち貸出金償却)		(16,379)		(—)
信用事業総利益	2,750,224		2,484,569	
(3) 共済事業収益	817,386		845,975	
共済付加収入		772,278		782,457
その他の収益		45,107		63,517
(4) 共済事業費用	74,880		66,853	
共済推進費		24,287		27,996
共済保全費		19,786		16,945
その他の費用		30,805		21,911
共済事業総利益	742,506		779,121	

(単位：千円)

科 目	2023年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		2024年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
(5) 購買事業収益	1,733,078		1,640,129	
購買品供給高		1,694,695		1,606,567
購買手数料		12,110		10,752
その他の収益		26,272		22,810
(6) 購買事業費用	1,463,792		1,391,844	
購買品供給原価		1,451,170		1,380,541
その他の費用		12,621		11,302
(うち貸倒引当金繰入額)		(967)		(一)
(うち貸倒引当金戻入益)		(一)		(△2,289)
(うち貸倒損失)		(15)		(一)
購買事業総利益	269,286		248,285	
(7) 販売事業収益	690,239		836,528	
販売品販売高		576,414		739,990
販売手数料		36,273		28,797
その他の収益		77,551		67,739
(8) 販売事業費用	542,709		672,040	
販売品販売原価		537,382		667,629
その他の費用		5,327		4,411
(うち貸倒引当金戻入益)		(△26)		(△9)
販売事業総利益	147,529		164,487	
(9) 保管事業収益	25,632		16,198	
(10) 保管事業費用	11,993		10,993	
保管事業総利益	13,639		5,204	
(11) 加工事業収益	26,308		26,553	
(12) 加工事業費用	4,515		4,653	
加工事業総利益	21,792		21,899	
(13) 農業経営事業収益	1,072		1,087	
(14) 農業経営事業費用	976		990	
農業経営事業総利益	95		97	
(15) その他事業収益	346,753		335,401	
(16) その他事業費用	128,624		125,883	
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)		(309)	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7)		(一)	
その他事業総利益	218,128		209,518	
(17) 指導事業収入	17,397		19,919	
(18) 指導事業支出	44,810		42,138	
指導事業収支差額	△27,413		△22,219	

(単位：千円)

科 目	2 0 2 3 年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	2 0 2 4 年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
2 事業管理費	3,703,793	3,760,129
(1) 人件費	2,701,938	2,718,065
(2) 業務費	384,531	392,786
(3) 諸税負担金	141,399	144,147
(4) 施設費	451,900	482,211
(5) その他事業管理費	24,024	22,917
3 事業利益 (1 - 2)	431,995	130,836
4 事業外収益	381,529	367,709
(1) 受取雑利息	125	138
(2) 受取出資配当金	177,898	179,785
(3) 賃貸料	171,228	169,510
(4) 雑収入	32,277	18,275
5 事業外費用	81,153	93,117
(1) 寄付金	15	115
(2) 賃貸費用	67,126	65,037
(3) 雑損失	14,011	27,965
6 経常利益 (3 + 4 - 5)	732,372	405,428
7 特別利益	10,945	17,536
(1) 固定資産処分益	2,540	2,658
(2) 一般補助金	8,404	14,877
8 特別損失	67,704	126,966
(1) 固定資産処分損	22,344	9,898
(2) 固定資産圧縮損	8,388	14,861
(3) 減損損失	36,971	102,207
9 税引前当期利益 (6 + 7 - 8)	675,613	295,997
法人税・住民税及び事業税	133,226	96,681
法人税等調整額	29,260	△10,212
法人税等合計	162,486	86,469
当期剰余金	513,126	209,528
当期首繰越剰余金	334,892	445,807
土地再評価差額金取崩額	16,522	42,511
当期末処分剰余金	864,541	697,847

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

〈2023 年度〉

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式 : 移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）購買品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（2）販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（3）原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当JAは販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) その他事業

(育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

二 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 950,927 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,125,874千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057 千円 機械装置 839,747 千円 その他の有形固定資産 171,069 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 10,000,000 千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000 千円

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 29,668 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 373,601 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 307,500 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 — 千円

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 1,025,065 千円、危険債権額はありませぬ。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 15,015 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,040,080 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

●再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,325,405 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	202,551 千円
うち事業取引高	122,674 千円
うち事業取引以外の取引高	79,876 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	56,625 千円
うち事業取引高	55,409 千円
うち事業取引以外の取引高	1,215 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当 J A では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当 J A 管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川 SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地、建物
御手洗店舗	遊休資産	土地
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧河中店舗	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧堀江給油所	遊休資産	土地、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所のそれぞれの施設については営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

堀江集荷場は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧堀江給油所他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	3,777 千円	(土地 9 千円、建物 3,546 千円、 その他の有形固定資産 221 千円)
松前農機	11 千円	(土地 6 千円、建物 2 千円、機械装置 1 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
中央給油所	373 千円	(土地 367 千円、建物 4 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
小野給油所	547 千円	(土地 546 千円、建物 1 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
川上給油所	5,293 千円	(土地 5,104 千円、建物 177 千円、 その他の有形固定資産 11 千円)
堀江集荷場	9,153 千円	(土地 7,863 千円、建物 1,289 千円)
御手洗店舗	2 千円	(土地 2 千円)
旧オートパル川上	880 千円	(土地 880 千円)
旧河中店舗	1,683 千円	(土地 1,296 千円、建物 373 千円、 その他有形固定資産 13 千円)
旧堀江給油所	15,247 千円	(土地 11,083 千円、その他の有形固定資産 4,164 千円)
合 計	36,971 千円	(土地 27,160 千円、建物 5,396 千円、機械装置 1 千円、 その他の有形固定資産 4,412 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当 J A で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が 0.39% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,878,095 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	278,576,440	278,397,489	△178,950
金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
その他の金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
有価証券	18,316,884	18,316,884	—
その他有価証券	18,316,884	18,316,884	—
貸出金	69,981,376		
貸倒引当金（※１）	△947,072		
貸倒引当金控除後	69,034,304	68,027,901	△1,006,403
資産計	366,992,865	365,807,511	△1,185,354
貯金	364,217,327	363,936,551	△280,775
負債計	364,217,327	363,936,551	△280,775

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

（資産）

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,121,344

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	278,576,440	—	—	—	—	—
有価証券 ・ 其他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	—	—	—	—	18,700,000
貸出金(※1, 2)	6,158,807	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	47,401,639
合 計	285,735,247	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	66,101,639

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越 224,337 千円については「1 年以内」に含めています。
 (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 859,942 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超～ 2 年以内	2 年超～ 3 年以内	3 年超～ 4 年以内	4 年超～ 5 年以内	5 年超
貯金 (※1)	249,945,129	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352
合 計	249,945,129	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

六 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,036,700	1,013,905	22,794
	社 債	2,054,200	2,000,000	54,200
	小 計	3,090,900	3,013,905	76,994
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,211,200	15,483,275	△1,272,075
	社 債	1,014,784	1,200,000	△185,216
	小 計	15,225,984	16,683,275	△1,457,291
合 計		18,316,884	19,697,181	△1,380,297

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	11,487,763	160,439	59,733

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。
 ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
 ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表 計上額	取得原価	差額 (※1)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (※1)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (※1)
その他の 金銭の信託	1,065,237	1,042,329	22,907	22,907	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

七 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,009,905 千円
勤務費用	162,008 千円
利息費用	25,283 千円
数理計算上の差異の発生額	7,906 千円
退職給付の支払額	<u>△238,937 千円</u>
期末における退職給付債務	2,966,167 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,791,534 千円
期待運用収益	22,394 千円
数理計算上の差異の発生額	△1,712 千円
年金制度への拠出金	121,286 千円
退職給付の支払額	<u>△118,703 千円</u>
期末における年金資産	1,814,799 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,966,167 千円
確定給付型年金制度	<u>△1,814,799 千円</u>
未積立退職給付債務	1,151,367 千円
未認識数理計算上の差異	<u>175,177 千円</u>
貸借対照表計上額純額	1,326,545 千円
退職給付引当金	1,326,545 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	162,008 千円
利息費用	25,283 千円
期待運用収益	△22,394 千円
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△47,944 千円</u>
合 計	116,953 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.84%
長期期待運用収益率	1.25%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,660 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2024 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,976 千円となっています。

八 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

退職給付引当金	366,922 千円
減損損失	309,512 千円
貸倒引当金	204,019 千円
資産除去債務	81,340 千円
賞与引当金	30,698 千円
その他有価証券評価差額金	381,790 千円
その他	34,317 千円
繰延税金資産小計	1,408,601 千円
評価性引当額	△724,810 千円
繰延税金資産合計（A）	683,790 千円

繰延税金負債

資産除去債務に係る固定資産	△3,604 千円
その他有価証券評価差額金	△6,336 千円
繰延税金負債合計（B）	△9,941 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	673,849 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.94%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.67%
住民税均等割等	1.71%
評価性引当額の増減	△4.51%
その他	△0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.05%

九 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十 その他の注記

リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

〈借手側〉

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は 46,822 千円です。

〈2024 年度〉

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|---------|-------|---------------------------------|
| (1) 購買品 | | 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| (2) 販売品 | | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |
| (3) 原材料 | | 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法） |

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証によ

る回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当 J A は販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) その他事業

(育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

二 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 956,215 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、2,127,271 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057 千円 機械装置 839,348 千円 その他の有形固定資産 172,865 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 10,000,000 千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000 千円

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 20,831 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 411,030 千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 410,780千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 ー 千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 943,187 千円、危険債権額は 1,348 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 12,955 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 957,491 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

●再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,287,622 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	101,629 千円
うち事業取引高	47,943 千円
うち事業取引以外の取引高	53,686 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	51,353 千円
うち事業取引高	49,781 千円
うち事業取引以外の取引高	1,571 千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当ＪＡでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、茶業事業及び育苗場や選果場、集荷場等の営農施設については、当ＪＡ管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・直瀬店舗・畑野川給油所及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
生協北伊予店	事業用賃貸資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧オートパル久万	賃貸資産	土地、建物
旧オートパル川上	遊休資産	土地
畑野川	遊休資産	土地、その他の有形固定資産
旧小野青空市	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、川上給油所他の施設については営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

生協北伊予店他は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧小野青空市他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	8,626 千円	(土地 0 千円、建物 7,733 千円、機械装置 196 千円、 その他の有形固定資産 695 千円)
中央給油所	205 千円	(土地 199 千円、建物 5 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
小野給油所	352 千円	(土地 351 千円、建物 0 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
川上給油所	1,020 千円	(土地 983 千円、建物 31 千円、 その他の有形固定資産 5 千円)
生協北伊予店	85,043 千円	(土地 75,178 千円、建物 9,754 千円、 その他の有形固定資産 110 千円)
旧オートパル久万	487 千円	(土地 480 千円、建物 7 千円)
旧オートパル川上	627 千円	(土地 627 千円)
畑野川	486 千円	(土地 485 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
旧小野青空市	5,356 千円	(土地 5,066 千円、建物 200 千円、 その他の有形固定資産 89 千円)
合 計	102,207 千円	(土地 83,374 千円、建物 17,734 千円、 機械装置 196 千円、その他の有形固定資産 902 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針

を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が０．７４％上昇したものと想定した場合には、経済価値が５,２１０,５６３千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	257,947,365	257,302,307	△645,057
金銭の信託	1,047,789	1,047,789	—
その他の金銭の信託	1,047,789	1,047,789	—
有価証券	17,542,643	17,542,643	—
その他有価証券	17,542,643	17,542,643	—
貸出金	73,514,743		
貸倒引当金（※1）	△954,349		
貸倒引当金控除後	72,560,394	66,457,032	△6,103,362
資産計	349,098,192	342,349,773	△6,748,419
貯金	348,205,796	347,088,459	△1,117,336
負債計	348,205,796	347,088,459	△1,117,336

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資（※1）	10,121,394

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	257,947,365	—	—	—	—	—
有価証券 ・ 其他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	20,700,000
貸出金(※1, 2)	7,375,692	4,983,887	3,750,453	3,176,284	2,248,207	51,200,678
合 計	265,323,057	4,983,887	3,750,453	3,176,284	2,248,207	71,900,678

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 219,174 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 779,539 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
貯金(※1)	269,034,624	24,179,461	31,406,412	11,019,719	12,536,035	29,543
合 計	269,034,624	24,179,461	31,406,412	11,019,719	12,536,035	29,543

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

六 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	15,628,850	18,500,567	△2,871,717
	社 債	1,913,793	2,200,000	△286,207
	計	17,542,643	20,700,567	△3,157,924

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	15,168,700	11,185	—

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

①運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (※1)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の (※1)
その他の 金銭の信託	1,047,789	1,043,605	4,184	4,184	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

七 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,966,167 千円
勤務費用	156,170 千円
利息費用	24,828 千円
数理計算上の差異の発生額	△302,308 千円
退職給付の支払額	△154,965 千円
期末における退職給付債務	2,689,892 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,814,799 千円
期待運用収益	22,519 千円
数理計算上の差異の発生額	△260 千円
年金制度への拠出金	119,862 千円
退職給付の支払額	△78,877 千円
期末における年金資産	1,878,044 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	2,689,892 千円
確定給付型年金制度	△1,878,044 千円
未積立退職給付債務	811,847 千円
未認識数理計算上の差異	441,857 千円
貸借対照表計上額純額	1,253,704 千円
退職給付引当金	1,367,764 千円
前払年金費用	△114,059 千円
貸借対照表計上額純額	1,253,704 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	156,170 千円
利息費用	24,828 千円
期待運用収益	△22,519 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△35,368 千円
合 計	123,110 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.807%
長期期待運用収益率	1.250%

9. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 30,120 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2025 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、215,830 千円となっています。

八 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

退職給付引当金	354,823 千円
減損損失	316,606 千円
貸倒引当金	203,696 千円
資産除去債務	83,095 千円
賞与引当金	31,614 千円
その他有価証券評価差額金	896,218 千円
その他	36,710 千円

繰延税金資産小計 1,922,765 千円

評価性引当額 △1,141,264 千円

繰延税金資産合計（A） 781,500 千円

繰延税金負債

資産除去債務に係る固定資産	△3,204 千円
その他有価証券評価差額金	△1,157 千円

繰延税金負債合計（B） △4,361 千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 777,139 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.68%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.46%
住民税均等割等	3.90%
評価性引当額の増減	△1.78%
その他	0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.21%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は18,089千円増加し、その他有価証券評価差額金は8,966千円増加し、法人税等調整額は9,123千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は40,416千円増加し、土地再評価差額金は同額減少します。

九 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十 その他の注記

リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当JAに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は191,193千円です。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2023年度	2024年度
1 当期末処分剰余金	864,541,453	697,847,353
(1) 当期剰余金	513,126,919	209,528,130
(2) 当期首繰越剰余金	334,892,053	445,807,489
(3) 再評価差額金取崩額	16,522,481	42,511,734
2 剰余金処分額	418,733,964	364,218,284
(1) 利益準備金	110,000,000	50,000,000
(2) 任意積立金	200,000,000	200,000,000
(うち経営安定化対策積立金)	(200,000,000)	(200,000,000)
(3) 出資配当金	108,733,964	114,218,284
3 次期繰越剰余金	445,807,489	333,629,069

(注) 1. 出資に対する配当金の配当割合は、次のとおりです。

出資に対する配当の割合

2023年度 2%

2024年度 2%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期の積立額
営農振興積立金	営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保する。	10億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	農業振興等に係る予測しない事態が将来発生し、多額の出費を伴う場合には総代会の決議を得て取崩す。	累計額 (10億円)
信用事業基盤強化積立金	金融環境の変化と循環的な金利変動の歪みを緩和し、組合員の期待と信頼に応える金融機関としての十分な機能発揮ができる経営体質の強化に資する。	10億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	金利変動等により金融事業等の収支が著しく悪化した場合、理事会の決議により取崩す。	累計額 (10億円)
経営安定化対策積立金	有価証券の減損損失及び売却損、固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕等による支出、会計変更等の影響に伴う多額の費用処理、その他上記に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出に対応する。	30億円	毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する金額以上の金額を積み立てる。	目的による事由が発生したときに理事会の決議により取崩し、総代会において報告する。	2億円 累計額 (22億円)

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

2023年度 26,000 千円

2024年度 11,000 千円

５．部門別損益計算書 (２０２３年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	7,009,505	3,199,689	817,386	2,030,504	958,334	3,590	
事業費用 ②	2,873,716	449,465	74,880	1,509,225	820,727	19,416	
事業総利益 ③＝(①－②)	4,135,789	2,750,224	742,506	521,279	137,606	△15,826	
事業管理費 ④	3,703,793	1,760,450	709,407	802,712	274,926	156,296	
(うち減価償却費) ⑤	(116,856)	(41,580)	(12,625)	(48,970)	(3,844)	(9,835)	
(うち人件費) ⑤'	(2,701,938)	(1,232,801)	(572,916)	(562,132)	(217,150)	(116,937)	
※うち共通管理費⑥		248,777	86,959	72,167	30,032	10,309	△448,247
(うち減価償却費) ⑦		(35,280)	(12,332)	(10,234)	(4,259)	(1,462)	(△63,568)
(うち人件費) ⑦'		(136,258)	(47,629)	(39,527)	(16,449)	(5,646)	(△245,510)
事業利益 ⑧＝(③－④)	431,995	989,773	33,099	△281,433	△137,320	△172,123	
事業外収益 ⑨	381,529	150,788	52,707	44,524	127,260	6,248	
※うち共通分 ⑩		150,788	52,707	43,742	18,203	6,248	△271,690
事業外費用 ⑪	81,153	10,027	3,504	2,908	64,296	415	
※うち共通分 ⑫		10,027	3,504	2,908	1,210	415	△18,066
経常利益 ⑬＝(⑧＋⑨－⑪)	732,372	1,130,534	82,302	△239,817	△74,356	△166,289	
特別利益 ⑭	10,945	1,419	496	411	171	8,447	
※うち共通分 ⑮		1,419	496	411	171	58	△2,556
特別損失 ⑯	67,704	32,920	11,507	9,549	3,974	9,752	
※うち共通分 ⑰		32,920	11,507	9,549	3,974	1,364	△59,315
税引前当期利益 ⑱＝(⑬＋⑭－⑯)	675,613	1,099,033	71,290	△248,955	△78,159	△167,595	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		94,785	33,384	27,849	11,575	△167,595	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳＝(⑱－⑲)	675,613	1,004,248	37,905	△276,805	△89,735		

(※) 上記の事業利益及び事業費用の「計」欄は、各事業の収益及び費用の単純合計値を記載しており、各事業間の内部損益(事業収益及び事業費用ともに45,494千円)を控除していないため、損益計算書の事業収益及び事業費用と一致しません。

(※) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(※) 農業関連事業には、生産資材・保管・販売・加工・育苗・営農基地・農機・産直市・茶業・ライスセンターが含まれています。また、生活その他事業には、生活資材・給油所・車両・不動産・葬祭が含まれています。

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

「人頭割(50%) ＋ 事業総利益割(50%)」

２．配分割合(１の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	55.50	19.40	16.10	6.70	2.30	100.00
営 農 指 導 事 業	56.56	19.92	16.62	6.90		100.00

(2024年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その 他事業	営 農 指導事業	共通管理 費等
事業収益 ①	6,863,602	3,016,511	845,975	2,100,581	893,952	6,581	
事業費用 ②	2,972,636	531,941	66,853	1,584,863	776,048	12,928	
事業総利益 ③ = (① - ②)	3,890,965	2,484,569	779,121	515,718	117,903	△6,347	
事業管理費 ④	3,760,129	1,767,892	728,673	801,055	275,154	187,352	
(うち減価償却費) ⑤	(132,524)	(45,931)	(14,579)	(55,674)	(3,848)	(12,491)	
(うち人件費) ⑤'	(2,718,065)	(1,231,689)	(582,361)	(548,001)	(218,249)	(137,763)	
※うち共通管理費⑥		235,094	88,861	68,155	27,176	12,078	△431,366
(うち減価償却費)⑦		(38,118)	(14,408)	(11,051)	(4,406)	(1,958)	(△69,943)
(うち人件費) ⑦'		(123,481)	(46,673)	(35,798)	(14,273)	(6,343)	(△226,571)
事業利益 ⑧ = (③ - ④)	130,836	716,676	50,448	△285,336	△157,250	△193,700	
事業外収益 ⑨	367,709	140,669	53,166	40,868	125,778	7,226	
※うち共通分 ⑩		140,659	53,166	40,778	16,259	7,226	△258,090
事業外費用 ⑪	93,117	17,450	6,595	5,058	63,116	896	
※うち共通分 ⑫		17,450	6,595	5,058	2,017	896	△32,018
経常利益 ⑬ = (⑧ + ⑨ - ⑪)	405,428	839,896	97,019	△249,527	△94,588	△187,370	
特別利益 ⑭	17,536	2,547	963	738	294	12,992	
※うち共通分 ⑮		2,547	963	738	294	130	△4,674
特別損失 ⑯	126,966	62,187	23,505	18,028	7,188	16,056	
※うち共通分 ⑰		62,187	23,505	18,028	7,188	3,194	△114,105
税引前当期利益 ⑱ = (⑬ + ⑭ - ⑯)	295,997	780,256	74,476	△266,817	△101,483	△190,434	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		106,452	40,372	31,040	12,568	△190,434	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ = (⑱ - ⑲)	295,997	673,803	34,104	△297,858	△114,051		

(※) 上記の事業収益及び事業費用の「計」欄は、各事業の収益及び費用の単純合計値を記載しており、各事業間の内部損益（事業収益及び事業費用ともに50,279千円）を控除していないため、損益計算書の事業収益及び事業費用と一致しません。

(※) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(※) 農業関連事業には、生産資材・保管・販売・加工・育苗・営農基地・農機・茶業・ライスセンターが含まれています。また、生活その他事業には、生活資材・給油所・車両・不動産・葬祭が含まれています。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

「人頭割（50％） ＋ 事業総利益割（50％）」

2. 配分割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：％)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	54.50	20.60	15.80	6.30	2.80	100.00
営 農 指 導 事 業	55.90	21.20	16.30	6.60		100.00

6. 会計監査人の監査

2023 年度及び 2024 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益（事業収益）	7,173,334	6,951,460	7,002,427	7,009,505	6,863,602
信用事業収益	3,347,189	3,226,368	3,093,111	3,199,689	3,016,511
共済事業収益	917,720	925,520	830,924	817,386	845,975
農業関連事業収益	2,006,784	1,801,849	2,089,946	2,030,504	2,100,581
その他事業収益	901,641	997,723	988,446	961,924	900,533
経常利益	517,789	677,451	459,745	732,372	405,428
当期剰余金	248,178	433,104	266,884	513,126	209,528
出資金 （出資口数）	4,255,202 (4,255,202)	4,830,631 (4,830,631)	5,295,881 (5,295,881)	5,703,264 (5,703,264)	5,861,091 (5,861,091)
純資産額	20,693,912	21,612,094	21,993,120	21,925,404	20,439,636
総資産額	420,491,359	414,118,957	403,999,530	392,070,204	374,426,769
貯金等残高	393,254,448	385,666,579	375,878,519	364,217,327	348,205,796
貸出金残高	59,056,547	63,267,959	66,939,187	69,981,376	73,514,743
有価証券残高	6,088,880	4,724,448	26,077,970	18,316,884	17,542,643
剰余金配当金額	78,191	89,811	100,552	108,733	114,218
出資配当額	78,191	89,811	100,552	108,733	114,218
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	447	448	430	421	411
単体自己資本比率	13.13	13.99	15.01	16.04	17.11

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	2023年度	2024年度	増 減
資金運用収支	2,620,489	2,457,919	△162,570
役務取引等収支	47,136	46,033	△1,103
その他信用事業収支	82,597	△19,383	△101,980
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,768,821 (0.73)	2,516,008 (0.69)	△252,813 (△0.04)
事業粗利益 (事業粗利益率)	4,232,109 (1.03)	3,985,746 (1.00)	△246,363 (△0.03)
事業純益	633,266	137,848	△495,418
実質事業純益	528,315	225,617	△302,698
コア事業純益	427,609	214,432	△213,177
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	427,609	214,432	△213,177

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度			2024年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	376,199	2,495	0.66	362,465	2,509	0.69
うち預金	284,484	1,472	0.52	268,704	1,458	0.54
うち有価証券	22,937	257	1.12	22,601	271	1.20
うち貸出金	68,778	766	1.11	71,160	780	1.10
資金調達勘定	371,518	181	0.05	357,967	311	0.09
うち貯金・定期積金	371,504	181	0.05	357,825	310	0.09
うち借入金	14	0.11	0.78	142	0.74	0.52
総資金利ざや	—	—	0.21	—	—	0.18

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

* 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	2023年度増減額	2024年度増減額
受 取 利 息	△32	14
うち預金	△82	△14
うち有価証券	39	14
うち貸出金	11	14
支 払 利 息	△12	130
うち貯金・定期積金	△11	129
うち借入金	△0.49	0.63
差 引	△20	△116

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
流動性貯金	102,327,980 (27.5)	105,988,343 (29.6)	3,660,363
定期性貯金	269,176,596 (72.5)	251,837,317 (70.4)	△17,339,279
合 計	371,504,576 (100.0)	357,825,660 (100.0)	△13,678,916

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
定期貯金	257,390,292 (100.0)	240,479,400 (100.0)	△16,910,892
うち固定金利定期	257,386,212 (99.9)	240,475,070 (99.9)	△16,911,142
うち変動金利定期	4,080 (0.1)	4,330 (0.1)	250

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
手形貸付	346,718	267,954	△78,764
証書貸付	68,203,198	70,673,101	2,469,903
当座貸越	228,169	219,031	△9,138
合 計	68,778,085	71,160,087	2,382,002

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
固定金利貸出	66,876,257 (95.6)	70,719,315 (96.2)	3,843,058
変動金利貸出	2,861,740 (4.1)	2,557,656 (3.5)	△304,084
そ の 他	243,378 (0.3)	237,772 (0.3)	△5,606
合 計	69,981,376 (100.0)	73,514,743 (100.0)	3,533,367

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
貯金・定期積金等	384,578	364,858	△19,720
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	449,005	381,555	△67,450
小 計	833,583	746,413	△87,170
農業信用基金協会保証	39,150,894	39,183,083	32,189
そ の 他 保 証	—	—	—
小 計	39,150,894	39,183,083	32,189
信 用	29,996,899	33,585,247	3,588,348
合 計	69,981,376	73,514,743	3,533,367

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
設 備 資 金	56,383,714 (80.6)	56,957,062 (77.5)	573,348
運 転 資 金	13,597,660 (19.4)	16,557,679 (22.5)	2,960,019
合 計	69,981,376 (100.0)	73,514,743 (100.0)	3,533,367

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
農業	7,050,603 (10.1)	7,308,456 (9.9)	257,853
林業	128,374 (0.2)	140,143 (0.2)	11,769
水産業	44,781 (0.1)	75,723 (0.1)	30,942
製造業	4,593,166 (6.6)	4,570,651 (6.2)	△22,515
鉱業	120,630 (0.1)	116,617 (0.2)	△4,013
建設・不動産業	7,177,023 (10.2)	7,428,157 (10.1)	251,134
電気・ガス・熱供給水道業	1,409,372 (2.0)	1,464,065 (2.0)	54,693
運輸・通信業	3,753,164 (5.4)	3,608,761 (4.9)	△144,403
金融・保険業	14,896,335 (21.3)	17,633,979 (24.0)	2,737,644
卸売・小売・サービス業・飲食業	17,132,110 (24.5)	17,283,317 (23.5)	151,207
地方公共団体	146,903 (0.2)	111,513 (0.2)	△35,390
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	13,528,907 (19.3)	13,773,356 (18.7)	244,449
合 計	69,981,376 (100.0)	73,514,743 (100.0)	3,533,367

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
農業	302,786	291,075	△11,711
穀作	97,589	74,910	△22,679
野菜・園芸	15,948	11,780	△4,168
果樹・果樹農業	9,508	6,581	△2,927
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	1,804	1,088	△716
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	177,935	196,715	18,780
農業関連団体等	—	—	—
合 計	302,786	291,075	△11,711

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農事法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：千円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
プロパー資金	200,346	209,671	9,325
農業制度資金	102,440	81,404	△21,036
農業近代化資金	51,915	37,799	△14,116
その他制度資金	50,525	43,605	△6,920
合 計	302,786	291,075	△11,711

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：千円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	2023年度	1,025	159	6	860	1,025
	2024年度	943	157	6	779	943
危 険 債 権	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	1	1	—	—	1
要 管 理 債 権	2023年度	15	2	—	1	3
	2024年度	13	2	—	—	2
	三月以上 延滞債権	2023年度	—	—	—	—
		2024年度	—	—	—	—
	貸出条件 緩和債権	2023年度	15	2	1	3
		2024年度	12	2	—	2
小 計	2023年度	1,040	161	6	861	1,028
	2024年度	957	160	6	779	946
正 常 債 権	2023年度	68,996				
	2024年度	72,615				
合 計	2023年度	70,036				
	2024年度	73,572				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

＜自己査定債務者区分＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要 注 意 先	要管理先	
	その他要注意先	
正常先		

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実にはないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i 3か月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

＜金融再生法債権区分＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破産更正債権及びこれらに 準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

＜リスク管理債権＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

●破綻先債権
元本又は利息の支払が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものを除く。以下「未収利息不計上貸出金（貸倒備却を行った部分を除く）」以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を行うことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	192,257	87,306	—	192,257	87,306	87,306	175,076	—	87,306	175,076
個別貸倒引当金	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	863,621	781,139	—	863,621	781,139
合 計	980,081	950,927	16,379	963,701	950,927	950,927	956,215	—	950,927	956,215

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
貸出金償却額	16,379	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		2023年度		2024年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	49,309	326,434	47,958	325,833
	金 額	35,494,339	55,465,080	35,774,461	56,357,460
代金取立為替	件 数	12	1	2	2
	金 額	35,896	1	9,486	53,772
雑 為 替	件 数	1,804	951	1,947	634
	金 額	992,692	2,617,366	1,019,995	2,534,066
合 計	件 数	51,125	327,386	49,907	326,469
	金 額	36,522,927	58,082,447	36,803,942	58,945,298

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
国 債	18,117,456	18,629,410	511,954
社 債	3,818,719	2,972,177	△846,542
その他の証券	—	—	—
合 計	21,936,176	21,601,587	△334,589

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
2023年度								
国 債	—	—	—	—	—	15,247,900	—	15,247,900
社 債	1,003,220	—	—	1,050,980	—	1,014,784	—	3,068,984
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,003,220	—	—	1,050,980	—	16,262,684	—	18,316,884
2024年度								
国 債	—	—	—	—	—	15,628,850	—	15,628,850
社 債	—	—	—	991,440	—	922,353	—	1,913,793
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	991,440	—	16,551,203	—	17,542,643

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	2023年度			2024年度		
	貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
満期保有目的	—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照 表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	1,036,700	1,013,905	22,795	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,054,220	2,000,000	54,220	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	3,090,920	3,013,905	77,015	—	—	—
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債権	—	—	—	—	—	—
	国債	14,211,200	15,483,276	△1,272,076	15,628,850	18,500,567	△2,871,717
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,014,784	1,200,000	△185,216	1,913,793	2,200,000	△286,207
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	15,225,984	16,683,276	△1,457,292	17,542,643	20,700,567	△3,157,924
合 計		18,316,904	19,697,181	△1,380,277	17,542,643	20,700,567	△3,157,924

② 金銭の信託の時価情報

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	2023年度					2024年度				
	貸借対照 表計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの	貸借対照 表計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えるも の	うち貸借 対照表計 上額が取 得原価を 超えない もの
その他の 金銭の 信託	1,065,237	1,042,329	22,908	22,908	—	1,047,789	1,043,605	4,184	4,184	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		2023年度		2024年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	19,610	121,480,768	19,883	116,786,116
	定期生命共済	344	3,314,500	446	4,335,030
	養老生命共済	8,668	30,133,286	8,081	26,275,166
	うちこども共済	6,652	15,003,121	6,532	14,184,221
	医療共済	11,007	6,000,500	10,966	5,278,150
	がん共済	4,476	809,000	4,440	773,000
	定期医療共済	792	1,043,000	739	952,600
	介護共済	1,723	3,674,252	1,867	4,180,455
	認知症共済	172		183	
	生活障害共済	779		796	
	特定重度疾病共済	716		721	
	年金共済	9,482	15,000	9,468	15,000
	建物更生共済	20,210	242,250,454	19,774	241,312,214
合 計		77,979	408,720,762	77,364	399,907,733

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		2023年度		2024年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		11,007	42,533	10,966	38,889
が ん 共 済		4,476	23,781	4,440	23,559
定 期 医 療 共 済		792	3,732	739	3,469
合 計		16,275	70,046	16,145	65,918

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	1,723	4,711,201	1,867	5,394,741
認 知 症 共 済	172	306,000	183	316,600
生活障害共済（一時金型）	620	2,425,000	614	2,543,000
生活障害共済（定期年金型）	159	132,880	182	153,200
特 定 重 度 疾 病 共 済	716	1,312,600	721	1,228,900

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	7,478	4,446,962	7,320	4,289,219
年 金 開 始 後	2,004	774,311	2,148	895,361
合 計	9,482	5,221,273	9,468	5,184,581

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	2023年度			2024年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	3,336	35,974,440	31,646	3,263	35,413,430	31,104
自 動 車 共 済	15,677		675,244	15,846		685,673
傷 害 共 済	10,544	34,716,100	14,536	9,916	30,318,300	13,677
賠償責任共済	629		1,128	594		1,083
自 賠 責 共 済	6,322		102,844	6,319		102,871
合 計	36,508		825,400	35,938		834,410

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	供給高・取扱高	粗収益	供給高・取扱高	粗収益
肥 料	330,175	43,832	292,298	36,721
農 薬	219,362	15,772	208,027	15,942
飼 料	20,372	1,150	19,223	1,102
農業機械	93,982	17,360	133,185	20,240
自動車 (除く二輪)	—	—	—	—
そ の 他	260,654	53,999	232,165	48,220
合 計	924,548	132,117	884,901	122,217

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	20,780	414	23,507	468
麦	22,465	1,217	19,789	1,092
豆・雑穀	—	—	—	—
野 菜	1,007,237	19,851	1,011,788	20,333
果 実	211,345	3,934	219,769	4,315
花き・花木	80,649	1,584	77,920	1,529
畜 産 物	83,468	858	103,519	1,057
その他	66,143	8,413	—	—
合 計	1,492,091	36,273	1,456,294	28,797

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
米	576,414	39,031	739,990	72,361

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
収 益	25,632	16,198
費 用	11,993	10,993
損 益	13,639	5,204

(5) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
収 益	26,308	26,553
費 用	4,515	4,653
損 益	21,792	21,899

(6) 農業経営事業取扱実績

	種類	経営規模 (単位：㎡)	当期販売高 (単位：千円)
法第11条の50第1項 第1号の事業	新テッポウユリ種子	280	692
	新テッポウユリ	157	52
	合計	437	744

4. 購買品（生活資材）取扱実績

(単位：千円)

種 類	2023年度		2024年度	
	供給高・取扱高	粗収益	供給高・取扱高	粗収益
日用保健雑貨	75,114	9,639	65,914	8,856
家庭燃料	306,598	48,826	301,915	46,011
給油所	451,014	61,204	412,026	56,611
自動車 (除く二輪)	38,476	1,347	41,101	1,275
そ の 他	25,387	2,497	22,446	1,802
合 計	896,592	123,517	843,405	114,559

5. その他事業収支

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
収 益	346,753	335,401
費 用	128,624	125,883
損 益	218,128	209,518

6. 指導事業

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 補 助 金	—	—
	実 費 収 入	17,397	19,919
	計	17,397	19,919
支 出	営 農 改 善 費	26,426	21,442
	生活文化改善費	397	1,193
	営農組織育成費	2,774	1,997
	教 育 情 報 費	11,140	12,484
	女性部青壮年部組織育成費	3,055	4,219
	農 政 対 策 費	1,015	801
	計	44,810	42,138
差 引 損 益		△27,412	△22,219

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	2023年度	2024年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.10	△0.08
資本経常利益率	3.26	1.75	△1.51
総資産当期純利益率	0.12	0.05	△0.07
資本当期純利益率	2.28	0.90	△1.38

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		2023年度	2024年度	増 減
貯貸率	期 末	19.2	21.1	1.9
	期中平均	18.5	19.8	1.3
貯証率	期 末	5	5	0
	期中平均	5.9	6	0.1

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

【MEMO】

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	2 0 2 3 年度	2 0 2 4 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,133,934	19,408,526
うち、出資金及び資本準備金の額	5,703,318	5,861,145
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,579,683	13,722,989
うち、外部流出予定額(△)	108,733	114,218
うち、上記以外に該当するものの額	△ 40,334	△ 61,391
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	87,306	175,076
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	87,306	175,076
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,221,240	19,583,602
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	675	375
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	675	375
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	675	375
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	19,220,565	19,583,227
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	112,457,217	110,021,543
資産（オン・バランス）項目	112,457,217	110,009,704
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
オフ・バランス項目	—	11,838
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,338,461	4,398,292
資本フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	119,795,678	114,419,836
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.04%	17.11%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便

手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2023年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	1,371,756	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,510,277	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	151,344	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	294,314,369	58,862,874	2,354,514
	法人等向け	1,330,468	1,072,955	42,918
	中小企業等向け及び個人向け	6,079,475	4,323,149	172,925
	抵当権付住宅ローン	1,292,357	445,814	17,832
	不動産取得等事業向け	54,085	52,381	2,095
	三月以上延滞等	116	58	2
	取立未済手形	81,780	16,356	654
	信用保証協会等保証付	39,015,451	3,887,797	155,511
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	677,554	677,554	27,102
	（うち出資等のエクスポージャー）	677,554	677,554	27,102
	（うち重要な出資等のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	26,277,180	40,941,898	1,637,675
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	9,443,790	23,609,475	944,379

	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	435,025	1,087,562	43,502
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	16,398,365	16,244,860	649,794
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1,042,329	2,176,378	87,055
	(うちレックスルー方式)	1,042,329	2,176,378	87,055
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額を算入されるものの額			—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額を算入されなかったものの額 (△)			—	—
標準的手段を適用するエクスポージャー別計		—	—	—
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		388,198,548	112,457,217	4,498,288
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		7,338,461		293,538
所要自己資本総計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		119,795,678		4,791,827

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【MEMO】

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,454,598	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516,846	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	115,407	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	275,765,772	56,226,309	2,249,052
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,711,758	513,527	20,541
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500,191	250,095	10,003
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	567,337	303,996	12,159
	(うちトランザクター向け)	22,320	10,044	401
	不動産関連向け	16,626,495	9,752,356	390,094
	(うち自己居住用不動産等向け)	908,209	317,873	12,714
	(うち賃貸用不動産向け)	15,683,172	9,409,903	376,396
	(うち事業用不動産関連向け)	35,113	24,579	983
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うち ADC 向け)	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	162,572	106,292	4,251
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	9,022	9,022	360
	取立未済手形	52,038	10,407	416
	信用保証協会等による保証付	38,904,062	3,890,407	155,616

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	677,604	677,604	27,104
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	22,983,186	37,786,192	1,511,447
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9,443,790	23,609,475	944,379
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	424,880	1,062,201	42,488
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	13,114,891	13,114,891	524,595
	証券化	—	—	—
	(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
	(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,043,605	1,008,856	40,354
	(うちルックスルー方式)	1,043,605	1,008,856	40,354
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	377,379,118	110,021,543	4,400,861
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		377,379,118	110,021,543	4,400,861
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
		4,398,292		175,931
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 b=a×4%
		114,419,836		4,576,793

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,398,292
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	114,419,836
B I	2,932,195
B I C	351,863

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)
及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

		2023 年度					2024 年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	三月以 上延滞 エクス ポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	延滞エ クス ポー ジャー
	国内	388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
法人	農業	10,600	10,600	—	—	—	10,652	10,514	—	—	137
	製造業	41,204	41,204	—	—	—	34,420	34,420	—	—	—
	建設・ 不動産業	3,221,746	2,721,555	500,191	—	—	1,723,491	1,223,300	500,191	—	127,839
	金融・保険業	294,396,150	13,022,400	2,712,957	—	—	275,817,810	16,032,200	1,711,758	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	21,352	21,352	—	—	—	20,283	20,283	—	—	20,283
	日本国政府・ 地方公共団体	16,657,389	147,112	16,510,277	—	—	18,628,493	111,646	18,516,846	—	—
	上記以外	33,174	15,224	—	—	—	9,769,542	17,182	—	—	—
	個人	54,091,644	54,091,644	—	—	20,444	56,150,708	56,125,982	—	—	803,619
	その他	19,546,575	152,109	—	—	3,794	15,368,238	—	—	—	1,447
業種別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	1 年以下	279,988,526	406,621	1,002,892	—		258,436,320	389,796	—	—	
	1 年超 3 年以下	427,353	427,353	—	—		440,860	440,860	—	—	
	3 年超 5 年以下	847,642	847,642	—	—		949,847	949,847	—	—	
	5 年超 7 年以下	2,006,893	999,489	1,007,404	—		1,846,595	837,497	1,009,098	—	
	7 年超 10 年以下	1,723,924	1,723,924	—	—		2,723,439	2,723,439	—	—	
	10 年超	83,166,314	65,453,185	17,713,128	—		87,617,957	67,898,259	19,719,698	—	
	期限の定めのないもの	19,859,184	364,987	—	—		25,508,620	335,829	—	—	
残存期間別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—		377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	192,257	87,306	—	192,257	87,306	87,306	175,076	—	87,306	175,076
個別貸倒引当金	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	863,621	781,139	—	863,621	781,139

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		2023年度						2024年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
法人	農業	1,219	2,549	—	1,219	2,549	—	2,549	137	—	2,549	137	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	786,603	861,071	16,379	770,224	861,071	16,379	861,071	781,001	—	861,071	781,001	—
	業種別計	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	16,379	863,621	781,139	—	863,621	781,139	—

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,454,598	—	1,454,598	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	18,516,846	—	18,516,846	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	115,407	—	115,407	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	275,765,772	—	275,765,772	—	56,226,309	0.20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	1,711,758	—	1,711,758	—	513,527	0.30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	500,191	—	500,191	—	250,095	0.50
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	706,151	247,130	542,624	24,713	303,996	0.54
（うちトランザクター向け）	45	—	223,200	—	22,320	10,044	0.45
不動産関連向け	20～150	16,734,288	—	16,626,495	—	9,752,356	0.59
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	915,351	—	908,209	—	317,873	0.35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	15,772,240	—	15,683,172	—	9,409,903	0.60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	46,696	—	35,113	—	24,579	0.70
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	163,166	—	162,572	—	106,292	0.65
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9,022	—	9,022	—	9,022	1.00
取立未済手形	20	52,038	—	52,038	—	10,407	0.20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,039,515	—	38,904,062	—	3,890,407	0.10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

株式等	250～400	677, 604	—	677, 604	—	677, 604	1. 00
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	22, 983, 186	—	22, 983, 186	—	37, 786, 192	1. 64
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	9, 443, 790	—	9, 443, 790	—	23, 609, 475	2. 50
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	424, 880	—	424, 880	—	1, 062, 201	2. 50
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	13, 114, 891	—	13, 114, 891	—	13, 114, 516	1. 00
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	1, 043, 605	—	1, 043, 605	—	1, 008, 856	0. 97
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	377, 761, 770	247, 130	377, 354, 405	24, 713	110, 021, 543	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																							
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516		—		—		—		—		—		18,516											
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—											
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—											
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	115,407		—		—		—		—		—		—	115,407										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計										
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—										
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	265,034		10,731		—		—		—		—		—	—	275,765									
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		1,711		—		—		—		—		—	—	1,711									
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計									
カード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—									
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計								
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—		500		—		—		—		—		—	—	—	500								
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—								
	100%			150%			250%			400%			その他		合計									
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—									
株式等	—			—			677			—			—		677									
	45%			75%			100%			その他			合計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	22			143			79			321			567											
（うちトランザクター向け）	22			—			—			—			22											
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	—		—		—		—		907		—		—		—		—		—		—		222	908
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計		
不動産関連のうち貸付用不動産向け	—		—		—		—		—		15,683		—		—		—		—		—		15,683	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計					
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	35			—			—			—			—			—			35					
	60%					その他					合計													
不動産関連のうちその他不動産関連向け	—					—					—													
	100%				150%				その他				合計											
不動産関連のうちADC向け	—				—				—				—											
	50%				100%				150%				その他				合計							
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	126				21				14				0				162							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				9				—				—				9							
	0%			10%			20%			100%			その他			合計								
現金	1,454			—			—			—			—			1,454								
取立未済手形	—			—			52			—			—			52								
信用保証協会等による保証付	—			38,901			—			—			2			38,904								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—			—								
共済約款貸付	—			—			—			—			—			—								

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	-	18,033,377	18,033,377
	リスク・ウェイト 2 %	-	-	-
	リスク・ウェイト 4 %	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	38,877,964	38,877,964
	リスク・ウェイト 20%	-	294,396,150	294,396,150
	リスク・ウェイト 35%	-	1,340,146	1,340,146
	リスク・ウェイト 50%	-	524,431	524,431
	リスク・ウェイト 75%	-	6,223,509	6,223,509
	リスク・ウェイト 100%	-	18,112,126	18,112,126
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	9,878,815	9,878,815
	その他	-	1,042,329	1,042,329
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		-	388,428,852	388,428,852

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	336,217,491	—	—	335,913,087
40%～70%	16,443,537	223,200	10%	16,367,590
75%	143,304	16,184	10%	143,912
80%	—	—	—	—
85%	127,729	—	—	124,283
90%～100%	110,072	0	13%	110,072
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,320	—	—	14,232
250%	677,604	—	—	677,604
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	543	7,745	10%	1,167
合計	353,734,603	247,130	10%	353,351,951

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB - または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	90,459	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	90,459	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：千円）

区 分	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	196,152	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	196,152	—	—

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上

で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	10,121,344	10,121,344	10,121,394	10,121,394
合 計	10,121,344	10,121,344	10,121,394	10,121,394

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,042,329	1,043,605
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

1 2. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する I R R B B の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で I R R B B を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、金利感応度によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	6,960	6,892	40	220
2	下方パラレルシフト	-	-	17	0
3	スティープ化	7,171	6,729		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	228	349		
7	最大値	7,171	6,892		
		2023年度		2024年度	
8	自己資本の額	19,220		19,583	

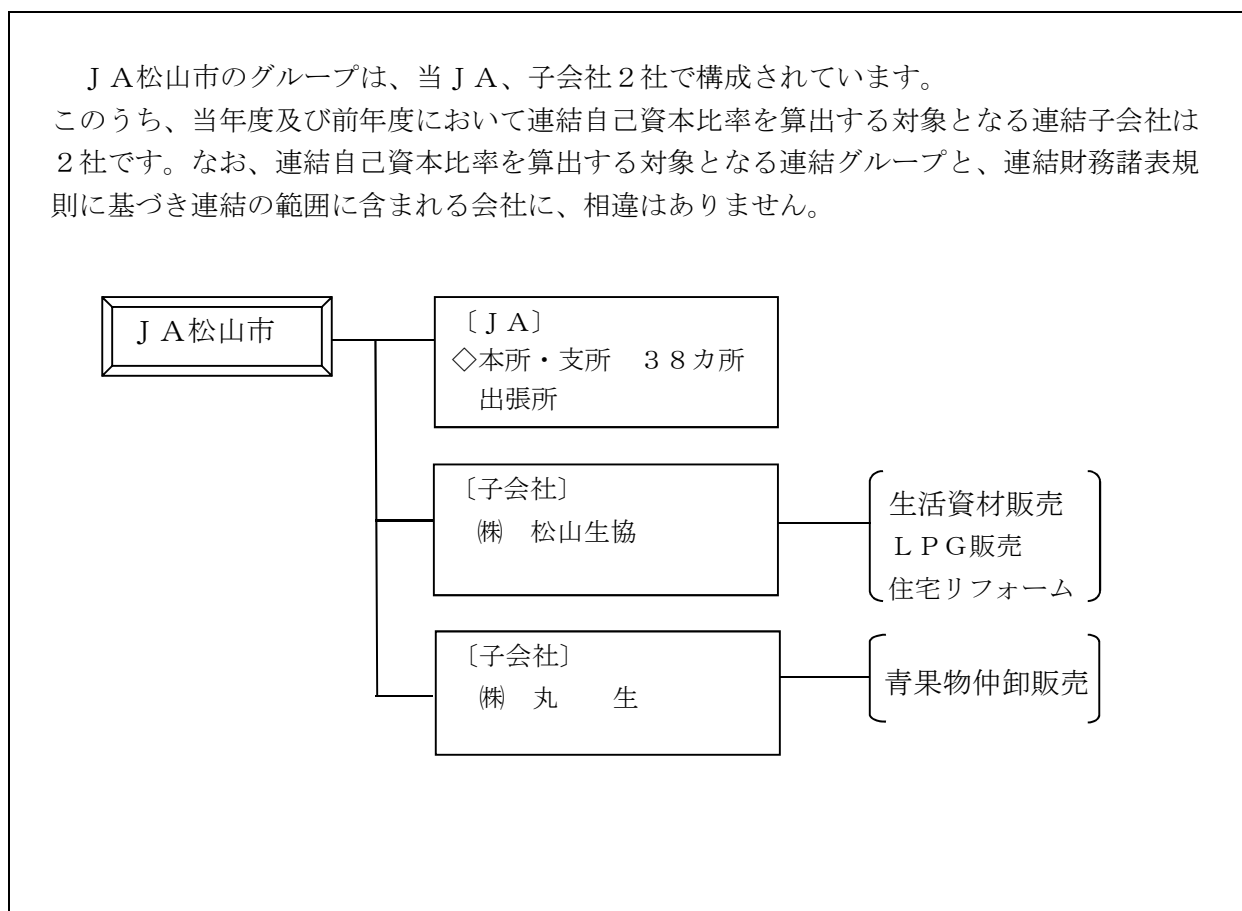
- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【MEMO】

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業 所又は事務 所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
(株)松山生協	松山市 三番町八丁 目 325 番 1	生活資材、 L P G 販売、 住宅リフォーム	昭和 47 年 10 月 2 日	20,000	90.00	90.00
(株)丸 生	松山市 久万ノ台 348 番地 1	青果物 仲卸販売	昭和 49 年 10 月 5 日	10,000	—	88.20

(3) 連結事業概況（2024年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

2024年度の当J Aの連結決算は、子会社2社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益 416 百万円、連結当期剰余金 220 百万円、連結純資産 22,611 百万円、連結総資産 376,552 百万円で、連結自己資本比率は 18.33%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

(株) 松山生協

生活資材・L P Gの販売及び住宅リフォーム事業を営み、売上高は 7,093 百万円を計上し、当期利益は 7 百万円となりました。

(株) 丸 生

松山生協と一体となり青果物の仲卸事業を営み、売上高は 629 百万円を計上し、当期利益は 787 千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結事業総収益	14,856	14,299	14,564	14,083	13,942
信用事業収益	3,346	3,225	3,092	3,198	3,015
共済事業収益	917	924	829	816	844
農業関連事業収益	2,007	1,801	2,089	2,030	2,100
その他事業収益	8,586	8,349	8,554	8,039	7,983
連結経常利益	549	635	473	749	416
連結当期剰余金	264	253	269	533	220
連結純資産額	22,353	23,133	23,926	23,824	22,611
連結総資産額	422,842	416,350	406,215	394,230	376,552
連結自己資本比率	13.90%	14.62%	15.65%	16.73%	18.33%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省啓示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2024年3月31日)	2024年度 (2025年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	369,336,116	351,610,274
(1) 現金及び預金	280,347,676	259,754,714
(2) 金銭の信託	1,065,237	1,047,789
(3) 有価証券	18,316,884	17,542,643
(4) 貸出金	69,981,376	73,514,743
(5) その他の信用事業資産	572,013	704,732
(6) 貸倒引当金	△947,072	△954,349
2 共済事業資産	20,811	8,289
(1) その他の共済事業資産	20,811	8,289
3 経済事業資産	1,604,313	1,499,163
(1) 受取手形及び経済事業未収金	343,741	329,880
(2) 棚卸資産	812,004	726,851
(3) その他の経済事業資産	454,404	446,310
(4) 貸倒引当金	△5,837	△3,879
4 雑資産	310,416	294,919
5 固定資産	12,180,009	12,144,265
(1) 有形固定資産	12,179,334	12,143,890
建物	7,774,089	8,346,792
機械装置	1,669,863	1,643,155
土地	9,776,537	9,672,862
その他の有形固定資産	2,479,818	2,093,877
減価償却累計額	△9,520,974	△9,612,797
(2) 無形固定資産	675	375
6 外部出資	10,104,464	10,104,464
(1) 外部出資	10,104,464	10,104,464
7 退職給付に係る資産	—	114,059
8 繰延税金資産	674,378	777,396
資産の部合計	394,230,510	376,552,833

(単位：千円)

科 目	2023年度 (2024年 3 月 31 日)	2024年度 (2025年 3 月 31 日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	364,803,278	348,577,188
(1) 貯金	363,846,190	347,776,439
(2) 借入金	1,150	675
(3) その他の信用事業負債	955,938	800,074
2 共済事業負債	754,747	720,417
(1) 共済資金	400,963	363,167
(2) その他の共済事業負債	353,783	357,249
3 経済事業負債	772,399	787,396
(1) 支払手形及び経済事業未払金	531,837	558,166
(2) その他の経済事業負債	240,562	229,229
4 雑負債	989,688	967,571
5 諸引当金	1,515,206	1,297,391
(1) 賞与引当金	124,984	126,295
(2) 退職給付に係る負債	1,343,695	1,116,851
(3) 役員退職慰労引当金	46,527	54,244
6 再評価にかかる繰延税金負債	1,570,810	1,590,870
負債の部合計	370,406,131	353,940,834
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	20,780,810	21,071,366
(1) 出資金	5,703,154	5,860,981
(2) 資本剰余金	54	54
(3) 利益剰余金	15,117,935	15,271,722
(4) 処分未済持分	△40,334	△61,391
2 評価・換算差額等	2,857,914	1,358,749
(1) その他有価証券評価差額金	△1,118,565	△2,801,481
(2) 土地再評価差額金	3,801,301	3,718,373
(3) 退職給付に係る調整累計額	175,177	441,857
3 非支配株主持分	185,653	181,881
純資産の部合計	23,824,378	22,611,998
負債及び純資産の部合計	394,230,510	376,552,833

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		2024年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
1 事業総利益	5,912,328		5,658,275	
(1) 信用事業収益	3,198,690		3,015,530	
資金運用収益		2,812,130		2,776,570
(うち預金利息)		(1,472,759)		(1,458,775)
(うち有価証券利息)		(214,702)		(216,312)
(うち貸出金利息)		(768,228)		(780,730)
(うちその他受入利息)		(356,439)		(320,751)
役務取引等収益		66,836		66,079
その他事業直接収益		160,439		11,185
その他事業収益		159,283		161,695
(2) 信用事業費用	448,732		531,241	
資金調達費用		191,623		318,488
(うち貯金利息)		(175,972)		(306,455)
(うち給付補てん備金繰入)		(5,580)		(4,324)
(うち借入金利息)		(109)		(738)
(うちその他支払利息)		(9,961)		(6,970)
役務取引等費用		19,700		20,045
その他事業直接費用		59,733		—
その他事業費用		177,674		192,706
信用事業総利益	2,749,957		2,484,289	
(3) 共済事業収益	816,213		844,917	
共済付加収入		771,105		781,399
その他の収益		45,107		63,517
(4) 共済事業費用	72,519		64,637	
共済推進費及び共済保全費		44,074		44,941
その他の費用		28,444		19,695
共済事業総利益	743,694		780,280	
(5) 購買事業収益	9,056,352		8,876,046	
購買品供給高		8,887,386		8,725,630
その他の収益		168,966		150,415
(6) 購買事業費用	6,916,230		6,831,696	
購買品供給原価		6,669,754		6,607,958
その他の費用		246,475		223,737
購買事業総利益	2,140,122		2,044,349	

(7) 販売事業収益	600,066		811,483	
販売品販売高		486,241		714,946
販売手数料		36,273		28,797
その他の収益		77,551		67,739
(8) 販売事業費用	542,709		672,040	
販売品受入高		537,382		667,629
その他の費用		5,327		4,411
販売事業総利益	57,357		139,443	
(9) その他事業収益	411,797		394,166	
(10) その他事業費用	190,600		184,253	
その他事業総利益	221,196		209,913	
2 事業管理費	5,404,348		5,462,312	
(1) 人件費	3,858,175		3,853,096	
(2) その他事業管理費	1,546,172		1,609,216	
3 事業利益(1-2)		507,980		195,963
4 事業外収益	324,241		315,408	
(1) 受取雑利息	125		956	
(2) 受取出資配当金	176,106		177,993	
(3) その他の事業外収益	148,009		136,459	
5 事業外費用	82,269		94,621	
(1) その他の事業外費用	82,269		94,621	
6 経常利益(3+4-5)		749,952		416,750
7 特別利益	35,718		32,473	
(1) 固定資産処分益	27,314		2,658	
(2) 一般補助金	8,404		25,482	
(3) その他の特別利益	—		4,332	
8 特別損失	85,967		139,954	
(1) 固定資産処分損	23,547		10,659	
(2) 減損損失	36,971		102,207	
(3) その他の特別損失	25,448		27,087	
9 税金等調整前当期利益 (6+7-8)		699,702		309,269
法人税・住民税及び事業税		134,026		98,381
法人税等調整額		29,456		△9,939
法人税等合計	163,483		88,442	
当期利益	536,219		220,827	
非支配株主に帰属する当期利益	2,497		820	
当期剰余金	533,722		220,006	

(7) 連結注記表

(2023 年度)

○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等・・・・・・・・・・・・・・ 2 社

株式会社 松山生協

株式会社 丸 生

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。

3 月末 2 社

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生翌年度に全額償却しております。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	280,347 百万円
----------	-------------

定期性預金及び譲渡性預金	△277,300 百万円
--------------	--------------

現金及び現金同等物	3,047 百万円
-----------	-----------

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式： 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当 J A は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当 J A は販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) その他事業

(育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡し完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当 J A は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

○ 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 953,080 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

○ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,125,874 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057 千円 機械装置 839,747 千円 その他の有形固定資産 171,069 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 10,000,000 千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000 千円

3. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,025,065 千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 15,015 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,040,080 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,325,405 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

○ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当 J A では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び選果場や集荷場等の営農施設は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、育苗場や産直市及び茶業事業については、当 J A 管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・畑野川 SS・直瀬店舗及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
松前農機	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
堀江集荷場	賃貸資産	土地、建物
御手洗店舗	遊休資産	土地
旧オートパル川上	遊休資産	土地
旧河中店舗	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧堀江給油所	遊休資産	土地、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、松前農機、中央給油所、小野給油所、川上給油所のそれぞれの施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

堀江集荷場は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧堀江給油所他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	3,777 千円 (土地 9 千円、建物 3,546 千円、その他の有形固定資産 221 千円)
松前農機	11 千円 (土地 6 千円、建物 2 千円、機械装置 1 千円、 その他の有形固定資産 0 千円)
中央給油所	373 千円 (土地 367 千円、建物 4 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
小野給油所	547 千円 (土地 546 千円、建物 1 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
川上給油所	5,293 千円 (土地 5,104 千円、建物 177 千円、その他の有形固定資産 11 千円)
堀江集荷場	9,153 千円 (土地 7,863 千円、建物 1,289 千円)
御手洗店舗	2 千円 (土地 2 千円)
旧オートパル川上	880 千円 (土地 880 千円)
旧河中店舗	1,683 千円 (土地 1,296 千円、建物 373 千円、その他有形固定資産 13 千円)
旧堀江給油所	15,247 千円 (土地 11,083 千円、その他の有形固定資産 4,164 千円)
合 計	36,971 千円 (土地 27,160 千円、建物 5,396 千円、機械装置 1 千円、 その他の有形固定資産 4,412 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

○ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が０.３９％上昇したものと想定した場合には、経済価値が２,８７８,０９５千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(４) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	278,930,787	278,751,836	△178,950
金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
その他の金銭の信託	1,065,237	1,065,237	—
有価証券	18,316,884	18,316,884	—
その他有価証券	18,316,884	18,316,884	—
貸出金	69,981,376		
貸倒引当金(※1)	△947,072		
貸倒引当金控除後	69,034,304	68,027,901	△1,006,403
資産計	367,347,213	366,161,858	△1,185,354
貯金	363,846,190	363,565,414	△280,775
負債計	363,846,190	363,565,414	△280,775

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	10,104,464

(※1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
預金	278,930,787	—	—	—	—	—
有価証券 ・ 其他有価 証券のうち 満期がある もの	1,000,000	—	—	—	—	18,700,000
貸出金(※1, 2)	6,158,807	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	47,401,639
合 計	286,002,465	4,774,190	4,747,365	3,035,147	3,004,283	66,101,639

(※1) 貸出金のうち、当座貸越224,337千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等859,942千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超～ 2 年以内	2 年超～ 3 年以内	3 年超～ 4 年以内	4 年超～ 5 年以内	5 年超
貯金 (※1)	249,573,993	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352
合 計	249,573,993	66,107,631	26,617,793	10,577,435	10,946,985	22,352

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

○ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,036,700	1,013,905	22,794
	社 債	2,054,200	2,000,000	54,200
	小 計	3,090,900	3,013,905	76,994
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	14,211,200	15,483,275	△1,272,075
	社 債	1,014,784	1,200,000	△185,216
	小 計	15,225,984	16,683,275	△1,457,291
合 計		18,316,884	19,697,181	△1,380,297

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	11,487,763	160,439	59,733

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

①運用目的の金銭の信託 該当ありません。

②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (※1)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (※1)
その他の 金銭の信託	1,065,237	1,042,329	22,907	22,907	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

○ 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,660 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された 2024 年 3 月現在における 2032 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、236,976 千円となっています。

○ 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

○ その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

（1） ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（2） オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J A に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は 46,822 千円です。

〈2024 年度〉

○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等・・・・・・・・・・・・・・ 2社

株式会社 松山生協

株式会社 丸 生

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりです。

3月末 2社

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生翌年度に全額償却しております。

4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	259,754百万円
定期性預金及び譲渡性預金	△256,300百万円
現金及び現金同等物	3,454百万円

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 販売品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 原材料 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を買取または委託により集荷して業者等に販売する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当J Aは販売先連合会等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先連合会等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

コイン精米機を設置して共同で利用する事業であり、当J Aは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) その他事業

(育苗事業)

育苗センターを設置して、水稻や野菜の苗等を播種・育苗して組合員等に供給する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、苗の引き渡しが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(葬祭事業)

葬祭施設等において葬儀等の執行を請け負う事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、葬儀等の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ライスセンター事業)

ライスセンターの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当JAは利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」と表示し、金額が零のものについては「-」と表示しています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

○ 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 954,349 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

○ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,127,271 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,115,057 千円 機械装置 839,348 千円 その他の有形固定資産 172,865 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 10,000,000 千円を借入金（当座借越）の担保に供しています。

定期預金 10,000,000 千円

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 943,187 千円、危険債権額は 1,348 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額は 12,955 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は 957,491 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 1999 年 3 月 31 日

●再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,273,732 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

○ 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当 J A では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業用店舗は支所ごと、もしくは個別の事業ごとに、また業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。また、茶業事業及び育苗場や選果場、集荷場等の営農施設については、当 J A 管内の組合員が利用する共同施設であり、今後も農業生産の維持拡大と農業所得の向上にむけて継続すべき事業であるため共用資産と認識しています。なお、明神店舗・直瀬店舗・畑野川給油所及びライスセンター事業は、損益状況に関わらず今後も久万管内の組合員のために継続すべき施設であるため久万地区共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、下記のとおりです。

場 所	用 途	種 類
興居島支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、その他の有形固定資産
中央給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
小野給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
川上給油所	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産
生協北伊予店	事業用賃貸資産	土地、建物、その他の有形固定資産
旧オートパル久万	賃貸資産	土地、建物
旧オートパル川上	遊休資産	土地
畑野川	遊休資産	土地、その他有形固定資産
旧小野青空市	遊休資産	土地、建物、その他の有形固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

興居島支所、川上給油所他の施設については営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

生協北伊予店他は賃貸資産として、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧小野青空市他の資産は遊休資産として、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

興居島支所	8,626 千円 (土地 0 千円、建物 7,733 千円、機械装置 196 千円、 その他の有形固定資産 695 千円)
中央給油所	205 千円 (土地 199 千円、建物 5 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
小野給油所	352 千円 (土地 351 千円、建物 0 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
川上給油所	1,020 千円 (土地 983 千円、建物 31 千円、その他の有形固定資産 5 千円)
生協北伊予店	85,043 千円 (土地 75,178 千円、建物 9,754 千円、 その他の有形固定資産 110 千円)
旧オートパル久万	487 千円 (土地 480 千円、建物 7 千円)
旧オートパル川上	627 千円 (土地 627 千円)
畑野川	486 千円 (土地 485 千円、その他有形固定資産 0 千円)
旧小野青空市	5,356 千円 (土地 5,066 千円、建物 200 千円、 その他の有形固定資産 89 千円)
合 計	102,207 千円 (土地 83,374 千円、建物 17,734 千円、機械装置 196 千円、 その他の有形固定資産 902 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

○ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券及び金銭の信託の信託財産を構成している投資信託による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当 J A で保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当

J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,210,563千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	258,274,273	257,629,216	△645,057
金銭の信託	1,047,789	1,047,789	—
その他の金銭の信託	1,047,789	1,047,789	—
有価証券	17,542,643	17,542,643	—
その他有価証券	17,542,643	17,542,643	—
貸出金	73,514,743		
貸倒引当金（※1）	△954,349		
貸倒引当金控除後	72,560,394	66,457,032	△6,103,362
資産計	349,425,101	342,676,681	△6,748,419
貯金	347,776,439	346,659,102	△1,117,336
負債計	347,776,439	346,659,102	△1,117,336

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 O I S という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記③と同様の方法により評価しています。

③ 有価証券

有価証券のうち、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

④ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合に乘じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格の無い株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表計上額
外部出資 (※ 1)	10, 104, 464

(※ 1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超～ 2 年以内	2 年超～ 3 年以内	3 年超～ 4 年以内	4 年超～ 5 年以内	5 年超
預金	258,274,273	—	—	—	—	—
有価証券 ・ 其他有価証券 のうち満期があ るもの	—	—	—	—	—	20,700,000
貸出金(※1, 2)	7,375,692	4,983,887	3,750,453	3,176,284	2,248,207	51,200,678
合 計	265,649,966	4,983,887	3,750,453	3,176,284	2,248,207	71,900,678

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 219,174 千円については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 779,539 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

科 目	1 年以内	1 年超～ 2 年以内	2 年超～ 3 年以内	3 年超～ 4 年以内	4 年超～ 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	268,605,267	24,179,461	31,406,412	11,019,719	12,536,035	29,543
合 計	268,605,267	24,179,461	31,406,412	11,019,719	12,536,035	29,543

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

○ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	15,628,850	18,500,567	△2,871,717
	社 債	1,913,793	2,200,000	△286,207
	計	17,542,643	20,700,567	△3,157,924

2. 当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	15,168,700	11,185	—

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- ①運用目的の金銭の信託 該当ありません。
 ②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
 ③その他の金銭の信託

(単位：千円)

項目	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (※1)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの (※1)
その他の 金銭の信託	1,047,789	1,043,605	4,184	4,184	—

(※1) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

○ 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金30,120千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された2025年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、215,830千円となっています。

○ 収益認識に関する注記

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

○ その他の注記

リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当年度末におけるリース資産の内容は、次のとおりです。

<借手側>

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当 J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。また、解約可能なオペレーティング・リース取引の解約違約金の合計額は 191,193 千円です。

(8) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	54	54
2 資本剰余金期末残高	54	54
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	14,668,242	15,117,935
2 利益剰余金増加高	550,244	262,518
(うち当期剰余金)	(533,722)	(220,006)
(うち再評価差額金取崩額)	(16,522)	(42,511)
3 利益剰余金減少高	100,550	108,732
(うち配当金)	(100,550)	(108,732)
4 利益剰余金期末残高	15,117,935	15,271,722

(9) 農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,025,065	943,187	△81,878
危険債権額	-	1,348	1,348
要管理債権額	15,015	12,955	△2,060
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	15,015	12,955	△2,060
小 計	1,040,080	957,491	△82,589
正常債権額	68,996,400	72,615,386	3,618,986
合 計	70,036,480	73,572,877	3,536,397

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(10) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	2023年度	2024年度
信 用 事 業	事業収益	3,199,689	3,015,530
	経常利益	1,130,534	839,896
	資産の額	369,336,116	351,610,274
共 済 事 業	事業収益	817,386	844,917
	経常利益	82,302	97,019
	資産の額	20,811	8,289
農 業 関 連 事 業	事業収益	2,030,504	2,100,581
	経常利益	△239,817	△249,527
	資産の額	1,604,313	1,499,163
そ の 他 事 業	事業収益	8,037,711	7,981,114
	経常利益	△223,067	△270,638
	資産の額	23,269,267	23,435,103
計	事業収益	14,085,290	13,944,181
	経常利益	749,952	416,750
	資産の額	394,230,507	376,552,829

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

2025年3月末における連結自己資本比率は、18.33%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	松山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	5,861百万円（前年度5,703百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2023年度		2024年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	20,671,873		20,956,950	
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,703,208		5,861,035	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	15,117,935		15,271,722	
うち、外部流出予定額(△)	108,936		114,416	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 40,334		△ 61,391	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89,418		177,260	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	89,418		177,260	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	185,653		181,881	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,946,945		21,316,092	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	675		375	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	675		375	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
退職給付に係る資産の額	-		-	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	

項 目	2023年度		2024年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	675		375	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	20,946,270		21,315,717	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	114,291,569		111,843,989	
資産（オン・バランス）項目	114,291,569		111,832,150	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	-		11,838	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			-	
勘定間の振替分			-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,886,549		4,402,676	
フロア調整額			-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	125,178,118		116,246,666	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.73%		18.33%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2023年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,416,889	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,510,277	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	151,344	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	294,668,717	58,933,743	2,357,349
	法人等向け	1,330,468	1,072,955	42,918
	中小企業等向け及び個人向け	6,079,475	4,323,149	172,925
	抵当権付住宅ローン	1,292,357	445,814	17,832
	不動産取得等事業向け	54,085	52,381	2,095
	三月以上延滞等	116	58	2
	取立未済手形	81,780	16,356	654
	信用保証協会等保証付	39,015,451	3,887,797	155,511
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	660,674	660,674	26,426
	（うち出資等のエクスポージャー）	660,674	660,674	26,426
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	28,057,543	42,722,260	1,708,890
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	9,443,790	23,609,475	944,379

	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	435, 025	1, 087, 562	43, 502
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	18, 178, 728	18, 025, 223	721, 008
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		1, 042, 329	2, 176, 378	87, 055
	(うちレックスルー方式)	1, 042, 329	2, 176, 378	87, 055
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)			—	—
標準的手段を適用するエクスポージャー別計		395, 733, 624	114, 291, 569	4, 568, 782
CVAリスク相当額 ÷ 8%		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		395, 733, 624	114, 291, 569	4, 568, 782
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額
	a			b = a × 4 %
	10, 886, 549			435, 461
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計			所要自己資本額
	a			b = a × 4 %
	125, 178, 118			5, 007, 124

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

【MEMO】

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024年度		
信用リスクアセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,480,440	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516,846	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	115,407	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	276,115,989	56,296,352	2,251,854
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,711,758	513,527	20,541
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	500,191	250,095	10,003
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	567,337	303,996	12,159
	(うちトランザクター向け)	22,320	10,044	401
	不動産関連向け	16,626,495	9,752,356	390,094
	(うち自己居住用不動産等向け)	908,209	317,873	12,714
	(うち賃貸用不動産向け)	15,683,172	9,409,903	376,396
	(うち事業用不動産関連向け)	35,113	24,579	983
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	162,572	106,292	4,251
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	9,022	9,022	360
	取立未済手形	52,038	10,407	416
	信用保証協会等による保証付	38,904,062	3,890,407	155,616
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—

		株式等	660, 674	660, 674	26, 426, 973
		共済約款貸付	—	—	—
		上記以外	24, 752, 509	39, 555, 525	1, 582, 220
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	9, 443, 790	23, 609, 475	944, 379
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	425, 137	1, 062, 843	42, 513
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	14, 883, 582	14, 883, 207	595, 328
		証券化	—	—	—
		(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
		(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
		再証券化	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1, 043, 605	1, 008, 856	40, 354
		(うちルックスルー方式)	1, 043, 605	1, 008, 856	40, 354
		(うちマンドート方式)	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—

	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	379,507,194	111,843,989	4,473,759
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		379,507,194	111,843,989	4,473,759
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		—	—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除し て得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		4,402,676	176,107	
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		116,246,666	4,649,866	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,402,676
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	116,246,666
B I	2,935,117
B I C	352,214

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 10）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)

及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

		2023年度					2024年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
法人	農業	10,600	10,600	—	—	—	10,652	10,514	—	—	137
	製造業	41,204	41,204	—	—	—	34,420	34,420	—	—	—
	建設・不動産業	3,221,746	2,721,555	500,191	—	—	1,723,491	1,223,300	500,191	—	127,839
	金融・保険業	294,396,150	13,022,400	2,712,957	—	—	275,817,810	16,032,200	1,711,758	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	21,352	21,352	—	—	—	20,283	20,283	—	—	20,283
	日本国政府・地方公共団体	16,657,389	147,112	16,510,277	—	—	18,628,493	111,646	18,516,846	—	—
	上記以外	33,174	15,224	—	—	—	9,769,542	17,182	—	—	—
	個人	54,091,644	54,091,644	—	—	20,444	56,150,708	56,125,982	—	—	803,619
業種別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—	24,239	377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	953,327
	1年以下	279,988,526	406,621	1,002,892	—		258,436,320	389,796	—	—	
	1年超3年以下	427,353	427,353	—	—		440,860	440,860	—	—	
	3年超5年以下	847,642	847,642	—	—		949,847	949,847	—	—	
	5年超7年以下	2,006,893	999,489	1,007,404	—		1,846,595	837,497	1,009,098	—	
	7年超10年以下	1,723,924	1,723,924	—	—		2,723,439	2,723,439	—	—	
	10年超	83,166,314	65,453,185	17,713,128	—		87,617,957	67,898,259	19,719,698	—	
	期限の定めのないもの	19,859,184	364,987	—	—		25,508,620	335,829	—	—	
残存期間別残高計		388,019,840	70,223,204	19,723,426	—		377,523,642	73,575,530	20,728,797	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこ

- れらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	192,257	87,306	—	192,257	87,306	87,306	175,076	—	87,306	175,076
個別貸倒引当金	787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	863,621	781,139	—	863,621	781,139

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		2023年度						2024年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内		787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		787,823	863,621	16,379	771,444	863,621		863,621	781,139	—	863,621	781,139	
法人	農業	1,219	2,549	—	1,219	2,549	—	2,549	137	—	2,549	137	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		786,603	861,071	16,379	770,224	861,071	16,379	861,071	781,001	—	861,071	781,001	—
業種別計		787,823	863,621	16,379	771,444	863,621	16,379	863,621	781,139	—	863,621	781,139	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動をおこなっているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

[2 0 2 4 年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産 項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	1,480,440	—	1,480,440	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	18,516,846	—	18,516,846	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	115,407	—	115,407	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	276,115,989	—	276,115,989	—	56,296,352	0.20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	1,711,758	—	1,711,758	—	513,527	0.30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	500,191	—	500,191	—	250,095	0.50
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	706,151	247,130	542,624	24,713	303,996	0.54
（うちトラランザクター向け）	45	—	223,200	—	22,320	10,044	0.45
不動産関連向け	20～150	16,734,288	—	16,626,495	—	9,752,356	0.59
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	915,351	—	908,209	—	317,873	0.35
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	15,772,240	—	15,683,172	—	9,409,903	0.60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	46,696	—	35,113	—	24,579	0.70
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	163,166	—	162,572	—	106,292	0.65
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9,022	—	9,022	—	9,022	1.00
取立未済手形	20	52,038	—	52,038	—	10,407	0.20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,039,515	—	38,904,062	—	3,890,407	0.10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

株式等	250～400	660, 674	—	660, 674	—	660, 674	1. 00
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	9, 869, 302	—	9, 869, 302	—	24, 672, 318	1. 64
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	9, 443, 790	—	9, 443, 790	—	23, 609, 475	2. 50
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	425, 137	—	425, 137	—	1, 062, 843	2. 50
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	14, 883, 582	—	14, 883, 582	—	14, 883, 207	0. 99
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	1, 043, 605	—	1, 043, 605	—	1, 008, 856	0. 97
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	379, 889, 846	247, 130	379, 482, 481	24, 713	111, 843, 989	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
〔２０２４年度〕（単位：百万円）

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,516		—		—		—		—		—		18,516			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	115		—		—		—		—		—		—	115		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	265,384		10,731		—		—		—		—		—	—	276,115	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		1,711		—		—		—		—		—	—	1,711	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—		500		—		—		—		—		—	—	—	500
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	
株式等	—			—			660			—			—		660	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	22			143			79			321			567			
（うちトランザクター向け）	22			—			—			—			22			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	907	—	—	—	—	—	—	0	908			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	15,683	—	—	—	—	—	15,683				
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	35	—	—	—	—	—	35									
	60%					その他					合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—					—					—					
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	—				—				—				—			
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	126			21			14			0			162			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			9			—			—			9			
	0%			10%			20%			100%			その他		合計	
現金	1,480			—			—			—			—		1,480	
取立未済手形	—			—			52			—			—		52	
信用保証協会等による保証付	—			38,901			—			—			2		38,904	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—		—	
共済約款貸付	—			—			—			—			—		—	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	18,033,377	18,033,377
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	38,877,964	38,877,964
	リスク・ウェイト 20%	—	294,396,150	294,396,150
	リスク・ウェイト 35%	—	1,340,146	1,340,146
	リスク・ウェイト 50%	—	524,431	524,431
	リスク・ウェイト 75%	—	6,223,509	6,223,509
	リスク・ウェイト 100%	—	18,112,126	18,112,126
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	9,878,815	9,878,815
	その他	—	1,042,329	1,042,329
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—
計		—	388,428,852	388,428,852

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	336,593,550	—	—	336,286,702
40%～70%	16,443,537	223,200	10%	16,367,520
75%	143,304	16,184	10%	143,912
80%	—	—	—	—
85%	127,729	—	—	124,283
90%～100%	110,072	0	13%	110,072
105%～130%	—	—	—	—
150%	14,320	—	—	14,232
250%	660,674	—	—	660,674
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	543	7,745	10%	3,681
合計	354,093,731	247,130	10%	353,711,079

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続はJAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 96・97）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2024年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	90,459	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	90,459	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	196,152	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	196,152	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 99）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 99・100）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	10,121,344	10,121,344	10,104,464	10,104,464
合計	10,121,344	10,121,344	10,104,464	10,104,464

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	2023年度	2024年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,042,329	1,043,605
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 101・102）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		△E V E		△N I I	
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
1	上方パラレルシフト	6,960	6,892	40	220
2	下方パラレルシフト	—	—	17	—
3	スティープ化	7,171	6,729		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	228	349		
7	最大値	7,171	6,892		
		2023年度		2024年度	
8	自己資本の額	20,946		21,315	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△N I I」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・「△E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

- ・ 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2025年7月25日

松山市農業協同組合

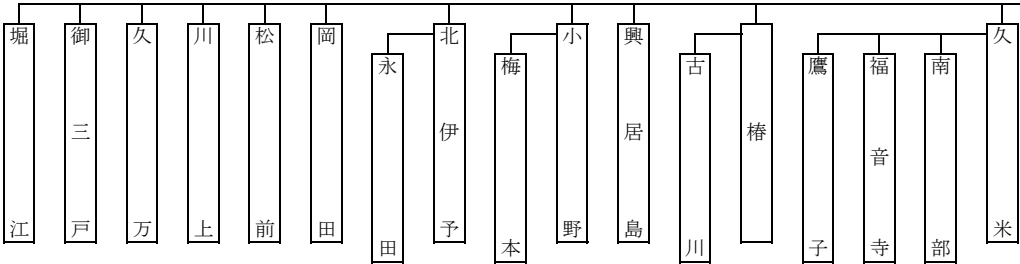
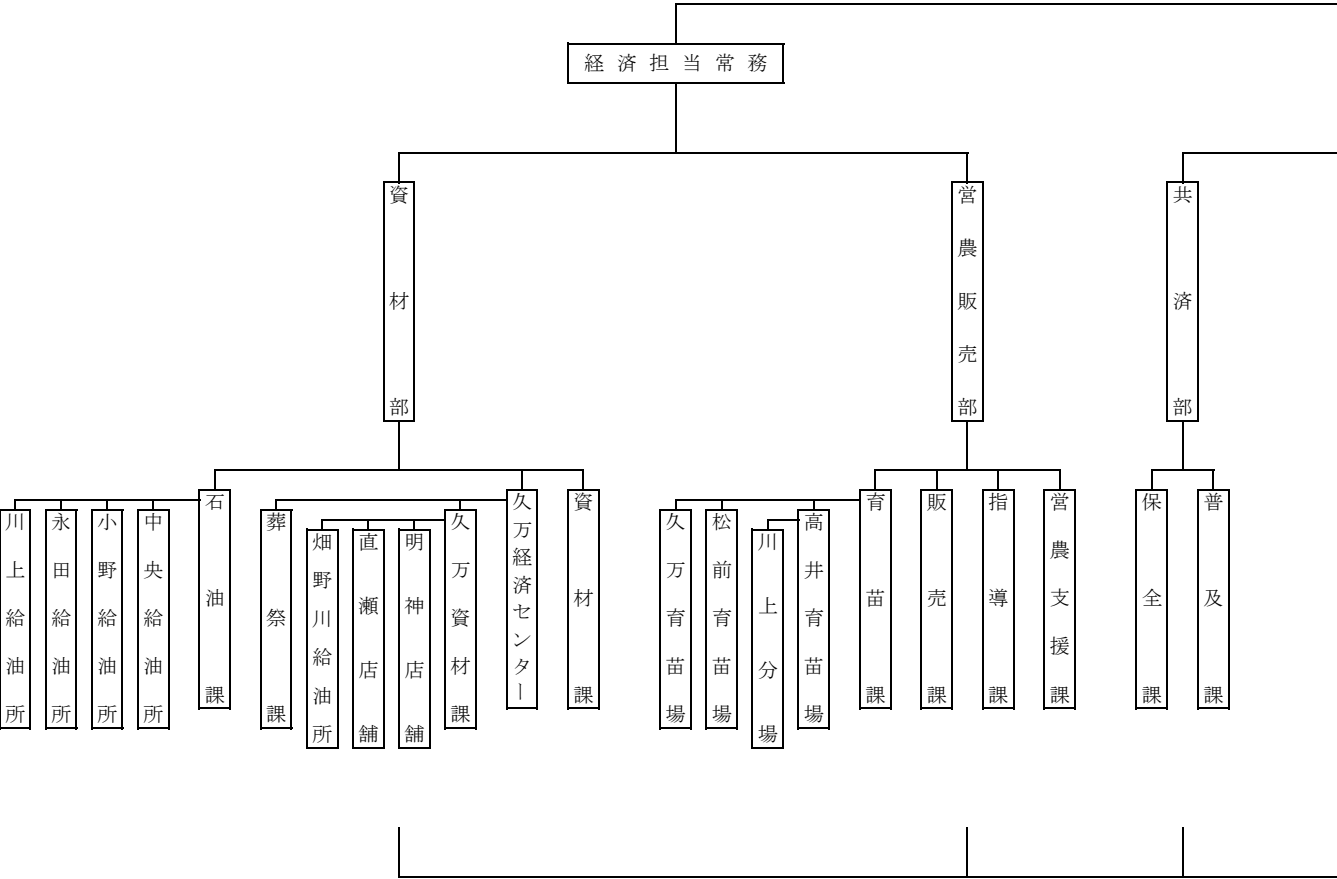
代表理事組合長 阿部 和孝

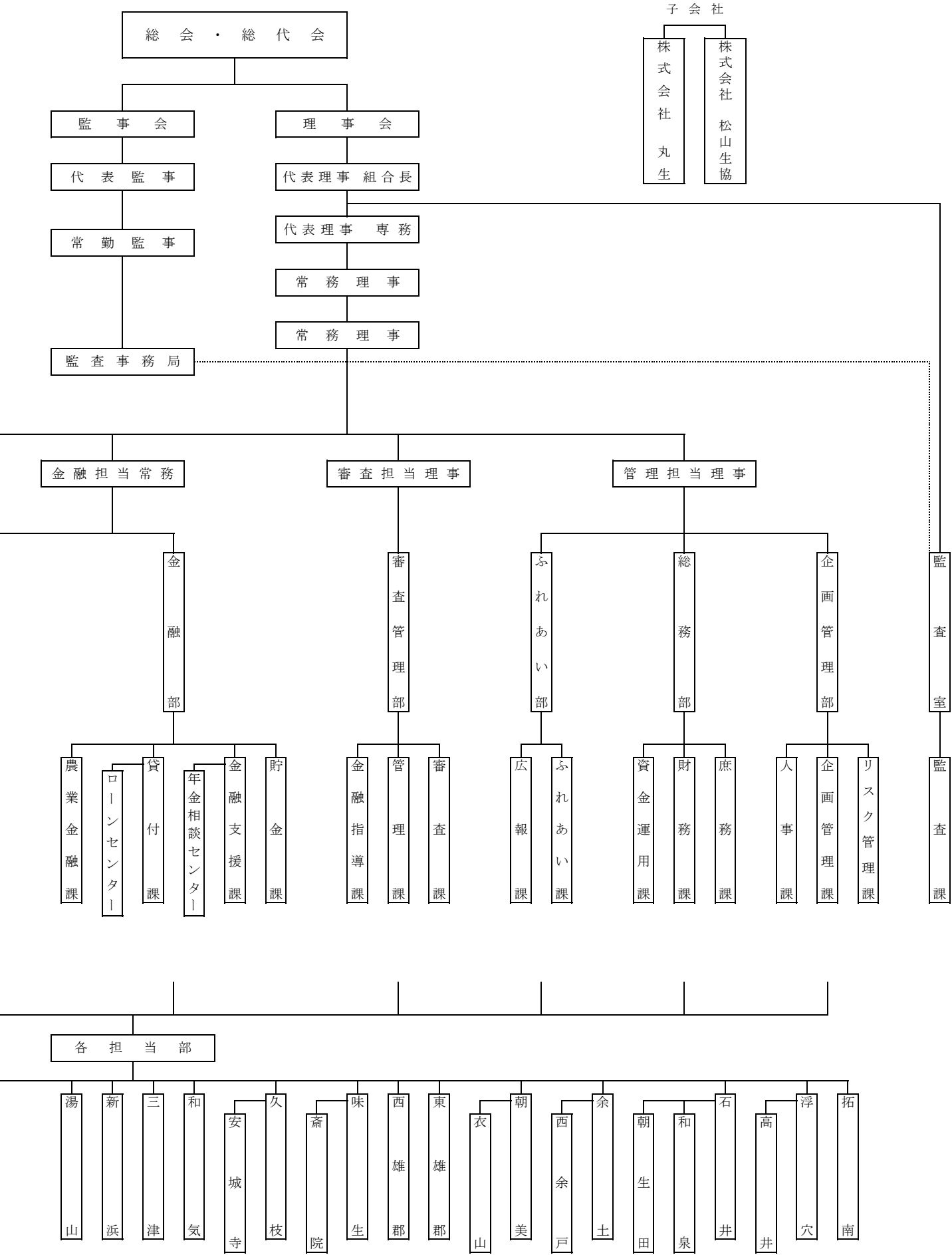
【MEMO】

【JA松山市の概要】

1. 機構図

組合員数（2025. 3. 31現在）
正組合員 7,936人
准組合員 28,150人
合 計 36,086人





2. 役員構成（役員一覧）

（2025年7月1日現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	阿部 和孝	理 事	菅 重雄
代 表 理 事 専 務	岡田 明夫	〃	長曾我部 博
代表理事常務（金融）	安永 晃生	〃	稲田 稔久
常 務 理 事（経 済）	白石 敏夫	〃	上野 俊幸
理 事	千種 豊繁	〃	早瀬 和子
〃	井上 文昭	〃	奥岡 日登美
〃	住吉 裕次	〃	白方 伸定
〃	本田 和良	〃	本田 光幸
〃	井上 芳	〃	立花 祐二
〃	藤井 博之	〃	朝比奈 陽
〃	岡田 伸一	〃	山本 由香
〃	白井 一夫	〃	堀池 登紀子
〃	中須賀 修一	〃	重松 京子
〃	本田 順宣	代 表 監 事	石丸 徹
〃	小池 真悟	監 事	武井 政和
〃	仙波 正幸	〃	栗林 潤
〃	山下 廣昭	〃	森 伸枝
〃	伊賀上 恒英	〃	堀内 正伸
〃	常盤 勝利	〃	升田 年紀
〃	酒井 源雄	〃	久万川 滋
〃	中島 由美子	常 勤 監 事	小越 慎介

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（2025年6月現在）

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	2023年度	2024年度	増 減
正組合員	8,223	7,936	△287
個 人	8,192	7,902	△290
法 人	31	34	3
准組合員	28,588	28,150	△438
個 人	28,588	28,150	△438
法 人	—	—	—
合 計	36,811	36,086	△725

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
青 壮 年 部	229
女 性 部	414
年 金 友 の 会	19,264
資 産 管 理 友 の 会	135
米 麦 委 員 会	714
苺 部 会	25
花 き 部 会	57
果 樹 部 会	110
筍 部 会	92
蚕 豆 部 会	161
キ ャ ベ ツ 部 会	8
茄 子 部 会	37
ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	47
白 葱 部 会	70
ほ う れ ん 草 部 会	4
レ タ ス 部 会	29
枝 豆 部 会	33
さ と い も 部 会	26
肉 用 牛 部 会	5
七 草 部 会	2
岡田・松前うまい米づくり部会	132
久 万 高 原 清 流 米 部 会	423
ト マ ト 部 会	83
ピ ー マ ン 部 会	104
大 根 部 会	1
久 万 茶 生 産 部 会	36
久 万 畜 産 部 会	5
久 万 白 葱 部 会	7
指定農業機械作業労災部会	50
ふ れ あ い 産 直 市 部 会	196

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

7. 地区一覧

松山市	全域
伊予郡	松前町
東温市	全域
上浮穴郡	久万高原町

8. 沿革・あゆみ

年月日	項 目	行 事
昭和39年 9月 1日		松山市農協設立（市内13農協）
40年 5月 4日		湯山農協と合併
41年 2月 1日		久米農協と合併
45年12月 5日		貯金100億円突破
47年10月 2日		「株式会社松山生協」設立
49年10月 5日		「株式会社丸生」設立
54年11月17日		共済保有1,000億円達成
55年10月 8日		農協ビル完成
56年 3月23日		全店に「オンライン開通」
59年 8月13日		全銀内国為替加盟
62年10月24日		業務区域が松山市一円となる
63年 1月14日		組合員が一万人を突破
平成 2年 5月31日		共済保有3,000億円達成
2年11月21日		貯金残高が1,000億円突破
3年10月 1日		泊農協と合併
4年 2月 1日		小野農協と合併
9年12月 1日		北伊予農協と合併
10年 4月 1日		松前町農協と合併
11年 1月18日		郵貯ATMとオンライン提携スタート
11年 2月 1日		川内町川上農協・久万農協と合併
11年12月 6日		愛媛銀行ATMとオンライン提携スタート
12年 2月21日		愛媛県信連とオンライン提携スタート
12年12月15日		貯金残高が2,000億円突破
13年 9月 3日		特定組合の承認を得て、健全経営を図る。
16年 5月 6日		信用事業システム県下統一システムへの移行
17年 3月16日		松山市農協設立40周年記念式典
17年10月 1日		松山市堀江農協と合併
18年 5月 8日		全国農協信用オンラインシステムへの移行
20年 2月29日		ATMコーナーに『こども110番』設置
21年 1月13日		経済システムを県統一システムに統合
23年 5月 6日		信用システムを新JASTEMへ移行

年月日	項 目	行 事
24年 3月 9日		J A全中より『2011年度特別優良組合表彰』を受賞
24年12月 3日		貯金残高が3,000億円突破
25年 2月 1日		「営農センター」を開設
26年11月 7日		松山市農協設立50周年記念式典
28年 2月13日		支所・出張所再編日（河中・面河・美川・高浜）
30年12月14日		貯金残高が4,000億円突破
令和 3年12月25日		店舗再編（明神・父二峰・畑野川・直瀬・柳谷・鷺ヶ巣）
4年 3月26日		店舗再編（河中）
6年11月26日		松山市農協設立60周年記念式典

9. 店舗等のご案内

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
本 所	松山市三番町八丁目 325-1	(089)946-1611	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) 9:00～17:00
営 農 セ ン タ ー	松山市生石町 548	(089)968-1211	—	—
久万経済センター	上浮穴郡久万高原町 菅生 2 番耕地 1406-1	(0892)21-1100 (0892)21-3366	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) 9:00～17:00
拓 南 支 所	松山市小坂四丁目 14-24	(089)933-4420	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) —
浮 穴 支 所	松山市森松町 530-3	(089)957-8100	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) —
高 井 出 張 所	松山市南高井町 1326-3	(089)975-7146	—	—
石 井 支 所	松山市北土居五丁目 16-30	(089)956-0308	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) 9:00～17:00
和 泉 出 張 所	松山市和泉北三丁目 22-20	(089)921-7798	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) 9:00～17:00
朝 生 田 出 張 所	松山市朝生田町三丁目 2-5	(089)941-0555	—	—
余 土 支 所	松山市余戸東四丁目 3-5	(089)972-0310	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) 9:00～17:00
西 余 戸 出 張 所	松山市余戸中四丁目 16-16	(089)974-1951	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) —
朝 美 支 所	松山市朝美一丁目 8-26	(089)925-6453	1 台	平日) 8:45～18:00 土曜) 8:45～17:00 日・祝日) —

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
衣 山 出 張 所	松山市衣山一丁目 2-20	(089) 924-6500	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
東 雄 郡 支 所	松山市竹原町 56	(089) 941-9011	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
西 雄 郡 支 所	松山市土居田町 604	(089) 971-3577	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
味 生 支 所	松山市北斎院町 732	(089) 953-1411	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
斎 院 出 張 所	松山市南斎院町 1122-3	(089) 973-6110	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
久 枝 支 所	松山市西長戸町 915	(089) 924-6234	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
安 城 寺 出 張 所	松山市安城寺町 1047	(089) 978-2864	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
和 気 支 所	松山市太山寺町 1107-3	(089) 979-5611	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
三 津 支 所	松山市会津町 6-6	(089) 951-0274	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
(松山生協三津店)	松山市古三津町二丁目 18-27	(089) 951-0274	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
新 浜 支 所	松山市新浜町 13-1	(089) 952-8030	——	——
湯 山 支 所	松山市溝辺町甲 385	(089) 977-0311	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
久 米 支 所	松山市南久米町 264-2	(089) 975-0431	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
南 部 出 張 所	松山市久米窪田町 163	(089) 975-0401	——	——
福 音 寺 出 張 所	松山市福音寺町 44-3	(089) 976-2727	——	——
鷹 子 出 張 所	松山市鷹子町 510-1	(089) 976-8148	——	——
椿 支 所	松山市古川西一丁目 4-6	(089) 956-0715	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
古 川 出 張 所	松山市古川南一丁目 14-30	(089) 957-9542	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
興 居 島 支 所	松山市泊町 894-5	(089)961-2211	—	—
小 野 支 所	松山市平井町 1402	(089)975-0124	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
梅 本 出 張 所	松山市北梅本町 835	(089)975-0781	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
北 伊 予 支 所	伊予郡松前町大字神崎 45-2	(089)984-2171	—	—
(松山生協北伊予店)	伊予郡松前町出作 1-1	(089)984-2171	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
永 田 出 張 所	伊予郡松前町大字永田 80-2	(089)985-0856	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
岡 田 支 所	伊予郡松前町大字昌農内 45	(089)984-2101	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
松 前 支 所	伊予郡松前町 大字北黒田字堅田 573-1	(089)984-1024	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
川 上 支 所	東温市北方 2883-1	(089)966-5000	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) —
明 神 店 舗	上浮穴郡久万高原町 西明神 341-1	(0892)21-1125	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
久 万 支 所	上浮穴郡久万高原町 久万 1416	(0892)21-1245	—	—
(松山生協久万店)	上浮穴郡久万高原町 久万 1281-1	(0892)21-1245	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00
直 瀬 店 舗	上浮穴郡久万高原町 直瀬甲 2884-1	(0892)31-0321	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~12:00 日・祝日) —
御 三 戸 支 所	上浮穴郡久万高原町 中黒岩 2158	(0892)56-0311	—	—
堀 江 支 所	松山市堀江町甲 1388-1	(089)979-1115	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) 9:00~17:00

現金自動設備設置一覧表

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号	ATM 台数	ATM 営業時間
新浜経済センター 共 同 出 張 所	松山市新浜町 1-11	えひめ中央 本店営業部 貯金課 (089) 943-2124	1 台	平日) 8:45~19:00 土曜) 9:00~17:00 日・祝日) ——
中 川 原 出 張 所	伊予郡松前町 中川原新開 110-3	北伊予支所 (089) 984-2171	1 台	平日) 8:45~18:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
ハ゜ルティ・フシゝ衣山 SC 共 同 出 張 所	松山市衣山一丁目 188	J A 松 山 市 ・ 愛媛銀行監視センター (089) 933-1111	1 台	平日) 8:45~21:00 土曜) 8:45~21:00 日曜) 9:00~21:00 祝日) 9:00~21:00
鷺ヶ巣 ATM コーナー	松山市由良町 282	興居島支所 (089) 961-2211	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~12:00 日・祝日) ——
父二峰 ATM コーナー	上浮穴郡久万高原町 露峰甲 415-7	本所 (089) 946-1611	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) 8:45~17:00 日・祝日) ——
柳谷 ATM コーナー	上浮穴郡久万高原町 柳井川 950 (久万高原町役場柳谷支所)	本所 (089) 946-1611	1 台	平日) 8:45~17:00 土曜) —— 日・祝日) ——

【MEMO】

法定開示項目掲載ページ一覧

経営管理体制	3
事業の概況	3～4
地域貢献情報	5～9
リスク管理の状況	10～16
自己資本の状況	16
主な事業の内容	17～24

経営資料

貸借対照表	26～27
損益計算書	28～30
注記表	31～58
剰余金処分計算書	59
会計監査人の監査	62
最近の5事業年度の主要な経営指標	63
利益総括表	63
資金運用収支の内訳	64
受取・支払利息の増減額	64
貯金に関する指標	
科目別貯金平均残高	65
定期貯金残高	65
貸出金等に関する指標	
科目別貸出金平均残高	65
貸出金の金利条件別内訳残高	65
貸出金の担保別内訳残高	66
債務保証見返額の担保別内訳残高	66
貸出金の使途別内訳残高	66
貸出金の業種別残高	66
主要な農業関係の貸出金残高	67～68
農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	68～69
元本補てん契約のある信託に係る 農協法に基づく開示債権の状況	70
貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額	70
貸出金償却の額	70
内国為替取扱実績	70
有価証券に関する指標	
種類別有価証券平均残高	70
商品有価証券種類別平均残高	71
有価証券残存期間別残高	71
有価証券等の時価情報等	
有価証券の時価情報	71～72
金銭の信託の時価情報	72
デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	72
経営諸指標	
利益率	78
貯貸率・貯証率	78

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項	80～81
自己資本の充実度に関する事項	82～88
信用リスクに関する事項	89～96
信用リスク削減手法に関する事項	96～99
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	99
証券化エクスポージャーに関する事項	99
CVAリスクに関する事項	99
マーケット・リスクに関する事項	99
オペレーショナル・リスクに関する事項	99
出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	99～100
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	100
金利リスクに関する事項	101～102

連結情報

グループの概況

グループの事業系統図	104
子会社等の状況	104
連結事業概況	105
最近5年間の連結事業年度の 主要な経営指標	105
連結貸借対照表	106～107
連結損益計算書	108～109
連結注記表	110～135
連結剰余金計算書	136
農協法に基づく開示債権	136
連結事業年度の 事業別経常収益等	137

連結自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項	138～139
自己資本の充実度に関する事項	140～146
信用リスクに関する事項	147～154
信用リスク削減手法に関する事項	154～156
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	157
証券化エクスポージャーに関する事項	157
CVAリスクに関する事項	157
マーケット・リスクに関する事項	157
オペレーショナル・リスクに関する事項	157
出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	157
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	158
金利リスクに関する事項	158～159

J Aの概要

機構図	162～163
役員構成（役員一覧）	164
会計監査人の名称	164
特定信用事業代理業者の状況	166
店舗等のご案内	167～170

松山市農業協同組合

松山市三番町八丁目 325 番 1

T E L (089) 946－1611(代)

F A X (089) 946－0012